

---

**新潟市消防局**  
**危険物施設の審査基準**  
**2017**

---

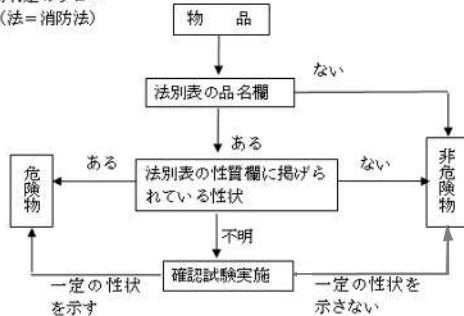
◇ 1 危険物関係申請要領

## 第1 危険物の定義等

## 1 定義

法で定める危険物とは、消防法別表第1の品名に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものと規定されており、性状については判定試験により判断される。

危険物判定のフロー  
(法=消防法)



## 2 危険物規制の概要

- (1) 危険物の貯蔵、取扱いについての規制と運搬及び移送の規制は、それぞれ別々に規制される。
- (2) 指定数量以上の危険物は、その貯蔵、取扱方法及び貯蔵、取扱場所（施設）については「消防法」の規定により規制され、指定数量未満の危険物については「新潟市火災予防条例」の規定により規制される。  
なお、指定数量とは、その危険性に応じて政令で定める数量をいう。
- (3) 指定数量以上の危険物の貯蔵、取扱いで、臨時的な場合は、「消防法」に例外規定がある。
- (4) 危険物の運搬及び移送については、その数量が指定数量未満であっても、「消防法」の規定が適用される。
- (5) 消防法の適用除外  
危険物に関する規定は、航空機、船舶、鉄道又は軌道による危険物の貯蔵、取扱い又は運搬には適用されない。

## 3 危険物施設の許可等

- (1) 指定数量以上の危険物  
法第10条により、「指定数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所で貯蔵し又は製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「製造所等」という。）以外の場所で取扱ってはならない。」と規定されている。（一般禁止規定）  
従って、一般的に禁止されている危険物の貯蔵、取扱いを行うため製造所等の危険物施設を設置する場合には、市町村長、都道府県知事又は自治大臣（以下「市町村長等」という。）に対し、許可を受ける必要がある。また、許可を受けた製造所等の位置、構造又は設備を変更しようとする場合も市町村長等の許可を受けなければこれを変更することができない。  
ただし、所轄消防署長の承認を受けた場合には、指定数量以上の危険物を10日以内に限り、仮に貯蔵し、又は取扱うことができる。  
なお、この場合において、同一場所で同一行為を10日以内毎にくりかえして承認することはできないものであること。
- (2) 指定数量未満の危険物  
指定数量未満の危険物については、「新潟市火災予防条例」により規制を受けることとなるが、指定数量の5分の1以上の危険物を貯蔵し、取扱う場合には、所轄消防署長への届出が必要となる。
- (3) 指定数量の計算  
品名の異なる危険物を貯蔵し、取扱う場合には、貯蔵し取扱う危険物の品名別の数量を指定数量で除し、その商の合計が「1」以上となった場合は、指定数量以上の危険物を貯蔵し取扱っているとみなす。

## ※ 計算例

ガソリン（第一石油類） 120L  
灯油（第二石油類） 400L  
重油（第三石油類） 1,000L } 貯蔵している場合

$$\frac{\text{ガソリンの量}}{\text{ガソリンの指定数量}} + \frac{\text{灯油の量}}{\text{灯油の指定数量}} + \frac{\text{重油の量}}{\text{重油の指定数量}}$$

$$\frac{120\text{L}}{200\text{L}} + \frac{400\text{L}}{1,000\text{L}} + \frac{1,000\text{L}}{2,000\text{L}}$$

$$=0.6+0.4+0.5=1.5 \text{ (倍)}$$

この場合、答えが「1」以上となるため市町村長等の許可が必要となる。

## 4 製造所等の区分

- (1) 製造所  
危険物を製造する目的で、1日に指定数量以上の危険物を取扱う施設をいう。  
なお、最初に用いる原料が危険物であるか非危険物であるかを問わず、その施設内において種々の作業工程を経て製造した最終製品が危険物であるものをいう。  
なお、危険物の加工を目的とするものは製造所に該当しない。
- (2) 屋内貯蔵所  
屋内の場所において、危険物を貯蔵し、又は取扱う施設をいう。
- (3) 屋外タンク貯蔵所  
屋外にあるタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取扱う施設をいう。
- (4) 屋内タンク貯蔵所  
屋内にあるタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取扱う施設をいう。
- (5) 地下タンク貯蔵所  
地盤面に埋設されているタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取扱う施設をいう。
- (6) 簡易タンク貯蔵所  
簡易タンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取扱う施設をいう。
- (7) 移動タンク貯蔵所  
車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取扱う施設をいう。
- (8) 屋外貯蔵所  
屋外において、硫黄、硫黄のみを含有するもの若しくは引火性固体（引火点が零度以上のものに限る。）又は第4類のうち第1石油類（引火点が零度以上のものに限る。）、アルコール類、第2石油類、第3石油類、第4石油類若しくは動植物油類を貯蔵し、又は取扱う貯蔵所をいう。
- (9) 給油取扱所  
固定した給油設備（航空機等への給油については、車両に設けられた給油設備を含む。）によって自動車等の燃料タンクに直接給油するため、危険物を取扱う取扱所（当該取扱所において併せて灯油を容器に詰め替え、又は車両に固定された容量4,000L以下のタンク（容量2,000Lを超えるタンクにあつては、その内部を2,000L以下ごとに仕切ったものに限る。）に注入するため固定した注油設備によって危険物を取扱う取扱所を含む。）
- (10) 販売取扱所  
店舗において容器入りのみで販売するため指定数量の倍数が40以下の危険物を取扱う施設をいう。  
ア 第一種販売取扱所：指定数量の倍数が15以下のもの  
イ 第二種販売取扱所：指定数量の倍数が15を越え40以下のもの
- (11) 移送取扱所  
配管及びポンプ並びにこれらに附属する設備によって危険物を移送するため危険物を取扱う施設をいう。
- (12) 一般取扱所

# ◇ 1 危険物関係申請要領

給油取扱所、販売取扱所、移送取扱所以外の取扱所をいう。

◇(1) 平成30年4月1日改訂

## 5 配管及び配管に接続される設備の範囲例

危険物を取扱う配管及び当該配管に接続される設備は、ポンプ設備、弁、接手等により配管の分岐点を決め、これに基づいていずれかの製造所等又は少量危険物貯蔵所（以下5において「施設」という。）の附属とする。

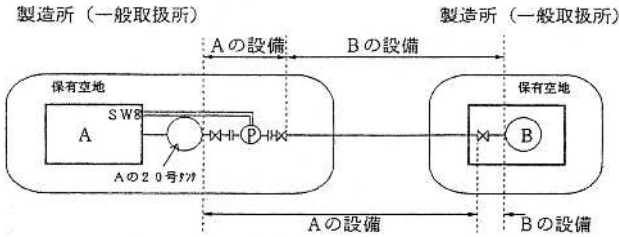
この場合、ポンプ設備にあっては当該設備の操作盤を有する施設の附属とし、戻り配管にあっては当該配管の起点を有する施設の附属とすること。

ただし、施設と一体で規制する方が合理的なものについては、この限りでない。（たとえば、防油堤の直近に設置された屋外タンク貯蔵所の附属ポンプ）

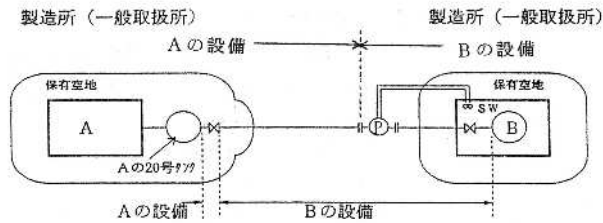
配管及び配管に接続される設備の範囲例は以下のとおり。

### (1) 製造所又は一般取扱所相互間の場合

例1

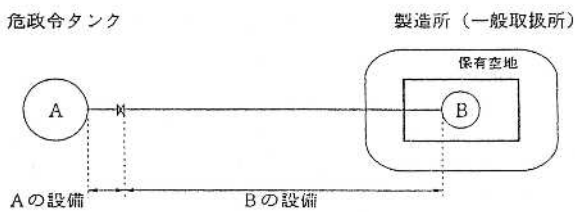


例2

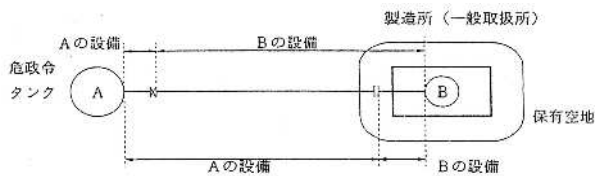


### (2) 危険物タンクと製造所(一般取扱所)の場合

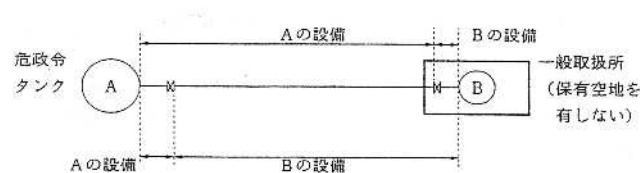
例1



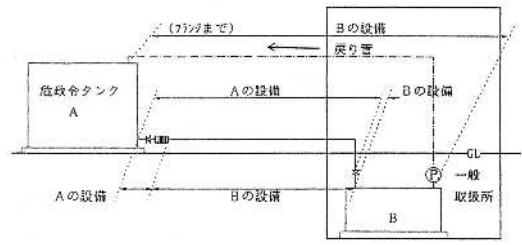
例2



例3



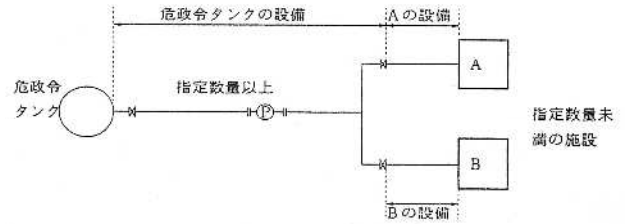
例4



### (3) 危険物タンクと少量危険物施設の場合

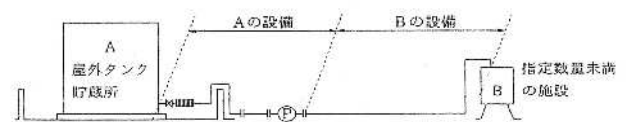
ア 1日に指定数量以上の危険物が通過する配管及び設備

例



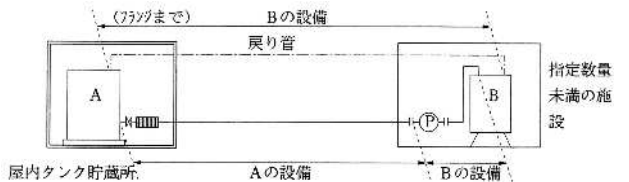
イ 1日に指定数量未満の危険物が通過する配管及び設備

例1 (屋外タンク貯蔵所)

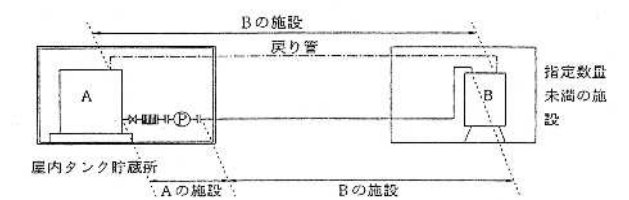


(施設と一体で規制する方が合理的な場合の例：ポンプが防油堤の直近)

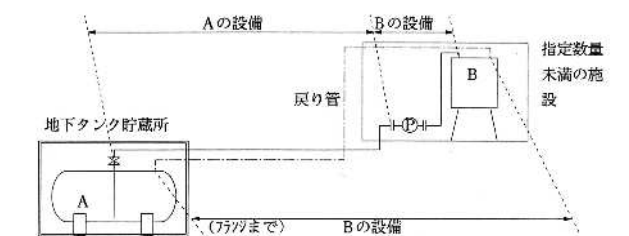
例2 (屋内タンク貯蔵所 その1)



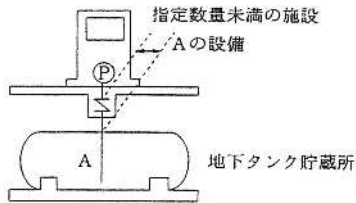
例3 (屋内タンク貯蔵所 その2)



例4 (地下タンク貯蔵所 その1)

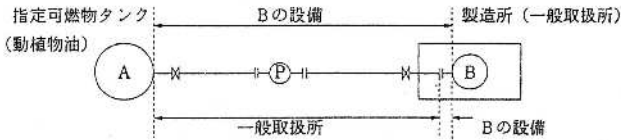


例5 (地下タンク貯蔵所 その2)



(4) 製造所（一般取扱所）と指定可燃物タンク（動植物油類）の場合

例



## 第2 製造所等における危険物の貯蔵及び取扱数量の算定

製造所等における危険物の貯蔵及び取扱数量の算定は次による。

### 1 製造所

製造所における最大取扱数量の算定は、製造される危険物の品名、数量等によって製造工程が単純なものから複雑なもの、製造日数が数日にわたるもの等様々なケースがあるため、実態に応じて具体的に算定する必要がある。

最大取扱数量の算定の例は次によること。

(1) 製造工程が1日で完了する場合は、製造工程ごとに原料に係る危険物と製品に係る危険物を比較し、指定数量の大きい方を1工程の取扱数量及び倍数とし、次により算定する。

ア 同一危険物を繰り返して製造する場合

1 工程の取扱倍数に繰り返した回数乗じた数値及び製品の熟成のため停滞がある場合には、当該停滞危険物の倍数を加えた数値をもって倍数とする。

イ 異種危険物を同一設備を用いて製造する場合

1日に2種類以上の危険物を製造する場合は、各工程について、それぞれ原料危険物と製品危険物を比較して倍数の大きい方をもって当該工程の倍数としこれらを合計した数値をもって当該製造所の取扱倍数とする。

(2) 製造工程が2日以上にわたる場合は、製造工程ごとにそれぞれの日における取扱倍数を比較して最大となる日の倍数をもって、当該製造所の倍数とする。

ア 同一設備を用いて同一危険物を製造する場合

工程中の取扱倍数が最大となる日の数値とする。

ただし、工程が連続して行われ、設備内に常に危険物が停滞している製造所において瞬間最大停滞量の倍数が前記数値より大となる場合は、これを算定倍数とする。

イ 同一設備を用いて異なった危険物を製造する場合  
各工程の最大取扱倍数を比較して最大となる日の数値とする。

(3) 非危険物を原料として危険物を製造する場合

製品又は半製品である危険物の指定数量の倍数のうち、大きい方の数値を最大取扱数量とする。

### 2 屋内貯蔵所及び屋外貯蔵所

倉庫の床面積等に関係なく、実際に貯蔵される危険物の最大貯蔵量による。

### 3 屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所及び移動タンク貯蔵所

危則第2条のタンク内容積の計算方法及び危則第3条のタンクの空間容積の計算方法により、最大貯蔵量を算定する。

### 4 給油取扱所

危令第17条第1項第5号に定める、専用タンク、廃油タンク等及び簡易タンクの容量の合計により算定する。

なお、附属設備等で貯蔵し、又は取扱う指定数量未満の危険物は加算しないものとし、廃油は第3石油類として算定する。

### 5 販売取扱所

1日の販売量ではなく最大保有量で算定し、倍数により第1種販売取扱所と第2種販売取扱所に区分される。

### 6 移送取扱所

(1) 1日に移送する危険物の量を合計して算定する。

(2) 複数の配管で1件の許可をしたものにあつては、それぞれの配管で移送される危険物の量を合算した数量とする。

### 7 一般取扱所

製造所の算定方法に準じて行うことを原則とする。

なお、危険物の取扱形態が複合する一般取扱所にあつては、それぞれの形態ごとにおける最大取扱量の合計とする。

(1) 非危険物製造の一般取扱所

動植物油類を原料とするマーガリンの製造、石油類を原料とするプラスチックの製造又はナフサの分解による都市ガスの製造のような場合は、1日当たりの原料危険物の使用量が最大となる日の量から算定する。

(2) 消費の一般取扱所

ボイラー、バーナー等による灯油や重油の消費、新聞印刷における印刷インキの使用又は自動車塗装における塗料のような場合は、1日当たりの危険物の消費量が最大となる日の量等から算定する。

なお、非常用のものについては、業態、用途や当該発電設備等の時間当たりの燃料消費量、事業所の営業時間等を総合的に判断して算定するものとし、稼働時間は商用電源が長時間停電した場合における最大必要稼働時間による。また、油圧機器内蔵油、熱媒体油等の危険物及び発電設備で潤滑油を使用する場合で、専用タンク等を有する場合は、瞬間最大停滞量を合算する。

燃料供給施設の一般取扱所については、主タンクの容量の合計をもって算出する。

(3) 充てん、詰替えの一般取扱所

移動タンク貯蔵所への危険物の充てん又は鋼製ドラム等の容器への詰替えのような場合は、1日当たりの最大取扱量から算定する。

ただし、危令第19条第2項に基づき設置する容器に危険物を詰め替える一般取扱所については、専用タンクの容量又は取扱数量のうちいずれか大なる数量をもって算定する。

(4) 油圧、循環の一般取扱所

油圧装置、潤滑油循環装置、熱媒体油循環装置等において潤滑油等を使用する場合は、当該設備等における瞬間最大停滞量等から算定する。

(5) 洗浄作業及び切削装置等の一般取扱所

洗浄等後に危険物を回収し、同一系内で再使用するものは瞬間最大停滞量とし、使い捨てするもの及び系外に搬出するものは1日の使用量とする。

## 第3 申請等の区分

製造所等の設置、変更許可及び資料提出等（工事届等）の申請区分は、次によること。

### 1 許可

(1) 設置許可申請

ア 製造所等を新たに設置するとき。

イ 既設の製造所等を廃止し、同一の製造所等を設置するとき。

ウ 製造所等を当該事業所の同一敷地内の他の場所に移転するとき。

ただし、移動タンク貯蔵所を除く。

◇ 1 危険物関係申請要領

- 工 製造所等において危令第 2 条及び第 3 条に掲げる施設区分（危令第 3 条第 2 号イ及びロを含む。）の変更となる転換を行おうとするとき。
- オ 移動タンク貯蔵所のタンクのみを更新し、新たにタンクを載せ替えようとするとき。

※ 申請書の様式

移送取扱所以外

危険物  $\left\{ \begin{array}{l} \text{製造所} \\ \text{貯蔵所} \\ \text{取扱所} \end{array} \right\}$  設置許可申請書

移送取扱所：移送取扱所設置許可申請書

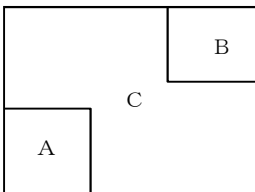
※ 申請書の提出部数：2 部

（危険物保安技術協会へ審査委託する場合：4 部）

(2) 変更許可申請

- ア 製造所等の位置、構造又は設備を変更するとき
- イ 製造所等の業務形態を変更するとき
- ウ 製造所等において貯蔵し、又は取扱う危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更により保有空地の拡大を必要とするとき
- エ 移動タンク貯蔵所の常置場所を当該事業所の同一敷地外の場所に変更するとき
- オ 移動タンク貯蔵所の車台を交換するとき
- カ 貯蔵タンク本体の溶接をとまなう工事
- キ その他

(ア) 1 の製造所等において、設備機器の配置、関連性等を勘案して相互に区別することができる複数の変更工事については、区分された変更工事ごとに変更許可を行うことができる。



A：変更工事部分  
B：変更工事部分  
C：変更工事を行わない部分

※ 製造所等の区分又は形態の変更の例（昭和 51 年 7 月 12 日消防危第 23-3 号，昭和 52 年 12 月 19 日消防危第 182 号）

区分又は形態の変更		手続き
屋外貯蔵所 ⇔ 屋内貯蔵所		既設の施設の廃止届出後，新たな施設の設置とする。
第 1 種販売取扱所 ⇔ 第 2 種販売取扱所		
特定屋内貯蔵所 ⇔ 危令第 10 条第 1 項の屋内貯蔵所		変更許可
屋外給油取扱所 ⇔ 屋内給油取扱所		
自家用給油取扱所 ⇔ 給油取扱所		
危令第 19 条第 1 項の一般取扱所 ⇔ 危令第 19 条第 2 項の一般取扱所		

- (イ) 地下タンク貯蔵所を同一場所において作り直す場合の手続きは、施設廃止後、設置許可の手続きを要する。（平成 15 年 4 月 27 日消第 4576 号）
- (ロ) 地下タンク貯蔵所を同一敷地内の別の場所に移設し、地下貯蔵タンクを再利用する場合は、施設廃止後、設置許可の手続きを要する。また、施設廃止により、タンク検査済証の効力は失することとなるので、新たにタンク検査を行う必要がある。（平成 15 年 4 月 27 日消第 4576 号）
- (ハ) 地下タンク貯蔵所を配管供給の一般取扱所の主タンクに用途変更する場合は、地下タンク貯蔵所の廃止後、一般取扱所の設置許可申請を要する。  
なお、設置からの経過年数や過去の定期点検結果を勘案し、タンク検査は、気密試験等の結果をもって、水圧試験の代替と認める。
- (ニ) 工事の安全対策  
次の事項について、計画を策定し、添付すること。  
a 取扱い危険物の性状等による工事に伴う危険

性及びその安全対策について、工事関係者全員に保安教育の実施

- b 毎日の工事内容・手順及びその安全対策を工事関係者全員に徹底できる体制
- c 施設担当者は、毎日の工事実施結果及び工事の安全対策の実施状況の確認
- d 工事手順の変更、予定外の工事については、工事関係者全員及び施設担当者にその内容を把握させ、火気管理等の安全対策を指示できる体制
- e 事業所内で複数の工事を同時に実施する場合
  - (a) 全体の工事日程、工事内容等を調整し、火気と可燃物が共存しない総合的な工事管理を行う体制
  - (b) 各工事業者に工事内容と担当工事に附加すべき安全対策の検討体制

- (ホ) 準特定屋外タンク貯蔵所のタンク本体並びに基礎及び地盤の変更工事★
  - a 新潟市消防関係手数料条例第 6 の項第 1 号アの規定で定めるタンク本体並びに基礎及び地盤（以下、「タンク本体等」という。）の変更とは、工事の内容により設置許可（新法タンクに限る。）、新基準適合届、又は安全性評価（危令第 20 条の 3 の 2 に定める基礎及び地盤に生ずる応力、及び第 20 条の 4 の 2 に定めるタンクに生ずる応力及び変形に対する評価をいう。）を実施した変更許可のうち何れか直近のものと比較して、安全性評価に変更を生じる変更をいう。

当該変更工事に係る申請書には、必要に応じて腐食状況等を点検した記録（開放検査報告書）又は安全性評価に関する検討書を添付することとし、変更内容がタンク本体等の変更であるかの判断については専門的な知識を要することから、必要に応じ危険物保安技術協会等と協議する。

b 具体的例示

準特定屋外タンク貯蔵所のタンク本体等の変更の範囲は次によること。

- (a) 側板の段の全周取替
- (b) 側板の段の追加又は削減
- (c) 底部のアニユラ板の全面取替
- (d) 屋根の形式（固定屋根式、浮き屋根式、浮き蓋式）、形状（ドームルーフ、コーンルーフ等）又は板厚の変更等であって、安全性評価に変更を生じ再評価が必要となるもの
- (e) 液状化のおそれのある地盤への外傍 RC リング基礎の設置
- (f) (a) から (e) 以外の変更工事のうち、安全性評価に変更を生じ再評価が必要となるもの

◇(ホ)平成 27 年 4 月 1 日追加

※ 申請書の様式（危規則）

移送取扱所以外

危険物  $\left\{ \begin{array}{l} \text{製造所} \\ \text{貯蔵所} \\ \text{取扱所} \end{array} \right\}$  変更許可申請書

移送取扱所：移送取扱所変更許可申請書

※ 申請書の提出部数：2 部

（危険物保安技術協会へ審査委託する場合：4 部）

2 資料提出

危険物の位置、構造又は設備を変更しようとする場合で、変更の内容が軽微な場合に、工事を開始する 7 日前までに許可に変わるものとして提出するもので、「◇2 変更工事」による。

工事中の安全対策は、前 1 (2) キ (ホ) による。

※ 申請書の様式：危険物  $\left\{ \begin{array}{l} \text{製造所} \\ \text{貯蔵所} \\ \text{取扱所} \end{array} \right\}$  工事届出書

※ 届出書の提出部数：2 部

## 3 承認

## (1) 仮貯蔵、仮取扱承認

指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取扱う場合をいう。

## ア 申請に関する事項

(ア) 仮貯蔵、仮取扱（以下、3において「仮貯蔵等」という。）は、同一場所ごとに1件として処理すること。

(イ) 同一場所で仮貯蔵と仮取扱が同時に行われる場合の申請は、一括して申請するものとする。

(ロ) 同一場所において法定期間（10日間）終了後、反復しての仮貯蔵等は原則として認められないものであること。

(ハ) 定期点検又は変更工事等のため、タンク又は配管から指定数量以上の危険物を抜き取る行為は、申請が必要であること。

ただし、定期点検のため、給油取扱所の地下タンクの危険物を容器に移し替える行為はこの限りでない。（昭和62.6.17消防危第60号）

(ニ) 屋外タンク貯蔵所で内部開放点検を実施する場合、又は工事等のため配管内の危険物を抜き取る場合で指定数量以上の危険物を常設配管以外の方法で抜き取る行為は、申請が必要であること。

なお、抜き取りに伴いタンク清掃又は配管の安全化を行う場合は、当該申請書にその内容を盛り込むこととして差し支えない。ただし、タンク清掃又は配管の安全化が10日を超えて行う場合は、当該部分について別途前2に基づく届出が必要であること。

## イ タンクコンテナ以外による仮貯蔵等

## (ア) 屋外における仮貯蔵等

屋外において仮貯蔵等を行う場合は、次によること。

a 屋外において承認してはならない危険物は、第3類の危険物、二硫化炭素、沸点が40度未満の危険物、危令第16条の3に定める指定過酸化物質及びアルカリ金属の過酸化物質とする。

b 仮貯蔵等を行う場所は、排水及び通風の良い場所で、危険物の品名、数量及び危険物の貯蔵又は取扱い方法並びに周囲の状況から判断して、火災予防上安全と認められる場所であること。

c 仮貯蔵等を行う場所の周囲には柵等を設けて他の部分と明確にし、概ね危令第16条第1項第4号に定める保有空地の幅以上の空地を確保すること。

ただし、火災予防上有効な措置を講じた場合は、この限りではない。

## (イ) 屋内における仮貯蔵等

屋内において仮貯蔵等を行う場合は、次によること。

a 仮貯蔵等を行う場所の構造は、原則として耐火構造又は不燃材料で造られた専用の建築物又は室とすること。

なお、類を異にする危険物は、不燃材料で造られた隔壁で完全に区画すること。ただし、危令第39条各号に規定する場合は、この限りではない。

b 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定によること。

## (ロ) 仮貯蔵等における危険物の貯蔵又は取扱い

仮貯蔵等における危険物の貯蔵又は取扱いの基準は、危令第24条、第25条、第26条及び第27条に定める技術上の基準に準じて行うこと。

## (ハ) 消火設備

仮貯蔵等を行う場所には、仮貯蔵等を行う危険物に応じて危令別表第5に掲げる第4種又は第5種の消火設備を、その能力単位の数値が、屋外にあっては危険物の所要単位、屋内にあっては危険物及び建築物の所要単位の数値以上を設けること。ただし、既設の消火設備を有効に使用できる場合については、仮設範囲に消火設備を付加設置すれば足りるものとする。

◇(x) 平成30年4月1日改訂

## (ニ) 標識、掲示板

## a 標識

仮貯蔵等を行う場所には、周囲の見やすい箇所に、「危険物仮貯蔵所」又は「危険物仮取扱所」である旨を表示した標識を掲げること。

なお、標識は危令第17条第1項の基準を準用する。

## b 掲示板

仮貯蔵等を行う場所には、周囲の見やすい箇所に、仮貯蔵等の期間、承認番号、危険物の類別、品名、数量、危険物の性質に応じた注意事項並びに現場管理責任者の氏名、連絡先を記載した掲示板を掲げること。

なお、掲示板の大きさ及び危険物の性質に応じた注意事項は、危令第18条第1項の基準を準用する。

## (ホ) 危険物取扱者の立ち合い★

仮貯蔵等において、取扱う危険物の数量が指定数量以上となる場合には、当該危険物の取扱い作業には危険物取扱者が立ち会うこと。

## ウ タンクコンテナによる仮貯蔵

## (ア) 運用上の留意事項

a 申請者が同一であれば、同一時期に同一場所で複数のタンクコンテナを仮貯蔵する場合は、一の仮貯蔵所とすることができること。

b 仮貯蔵の承認申請書に添付する書類については、次に掲げる事項を記載した書類とする。

## (a) 屋外での仮貯蔵

当該仮貯蔵所を含む敷地内の主要な建築物その他の工作物の配置及び周囲の状況を表した見取図

## (b) 屋内での仮貯蔵

前記(a)に定めるもののほか、建築物の仮貯蔵に供する部分の構造を表した図

c 原則として仮貯蔵承認期間を過ぎた場合、同一場所で仮貯蔵を繰り返すことはできないものであること。

ただし、台風、地震等の自然災害、事故等による船舶の出入港の遅れ、鉄道の不通等のやむを得ない事由により、仮貯蔵承認期間を過ぎても同一の場所で仮貯蔵を継続する必要がある場合は、繰り返して同一場所での仮貯蔵を承認できるものであること。

d 次の場合にはおいては、新たな仮貯蔵又は仮取扱いの承認は要しないものであること。

(a) 複合輸送時において、船舶から貨車又は貨車から船舶へタンクコンテナを積み込むために、棧橋、岸壁若しくはコンテナヤードと同一又は隣接した敷地の鉄道貨物積卸場との間において、一時的にタンクコンテナを車両に積載して運ぶ場合

(b) コンテナ船又は貨車の到着前に積載式移動タンク貯蔵所の設置又は変更許可を受けた場合において、コンテナ船又は貨車の到着後に完成検査を受けるためタンクコンテナを埠頭、コンテナヤード等に一時的に止める場合

(c) 車両の駐停車が禁止されている等の事由により、コンテナヤード等で完成検査を受けることができない場合において、完成検査を受けるためタンクコンテナを車両に積載して同一又は隣接した別の場所に移動する場合

## (イ) 技術上の基準等

## a 屋外における仮貯蔵

## (a) 仮貯蔵場所

1) 仮貯蔵場所は、湿潤でなく、かつ、排水及び通風のよい場所であること。

2) 仮貯蔵場所の周囲には、3m以上の幅の空地を保有すること。

ただし、高引火点危険物のみを貯蔵する場合又は不燃材料で造った防火上有効な塀を設けること等により、所轄消防署長が安全であると認めた場合は、この限りではない。

3) 仮貯蔵場所は、ロープ等で区画すること。

## (b) 標識及び掲示板

## 1) 標識

仮貯蔵場所には、見やすい箇所に「危

# ◇ 1 危険物関係申請要領

「危険物仮貯蔵場所」である旨を表示した標識を設けること。

## 2) 掲示板

仮貯蔵場所には、仮貯蔵期間、危険物の類、品名、最大数量、貯蔵する危険物に応じた注意事項（「火気厳禁」、「禁水」等）、管理責任者及び緊急時の連絡先を表示した掲示板を設けること。

## (c) 消火設備

仮貯蔵場所には、貯蔵する危険物に応じて危政令別表第5に掲げる第4種又は第5種の消火設備を、その能力単位の数値が危険物の所要単位の数値に達するように設けること。

## (d) 仮貯蔵中の火災予防に係る事項

- 1) 仮貯蔵場所には、「関係者以外立入禁止」の表示を掲げる等関係のない者をみだりに出入りさせない措置を講ずること。
- 2) 仮貯蔵場所には、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと。
- 3) 仮貯蔵中は、危険物以外の物品を貯蔵しないこと。
- 4) タンクコンテナを積み重ねる場合は、同じ類の危険物を貯蔵するタンクコンテナに限るものとし、かつ、地盤面からタンクコンテナ頂部までは、6m以下とすること。
- 5) タンクコンテナ相互間には、点検のための間隔を設けること。
- 6) 危険物の管理責任者は、適宜巡回し、タンクコンテナの異状の有無及び上記の5項目を確認すること。

## b) 屋内における仮貯蔵

### (a) 仮貯蔵場所

- 1) 仮貯蔵場所は、壁、柱、床、はり及び屋根が耐火構造、準耐火構造又は不燃材料で造られ、かつ、出入口に防火設備を設けた専用室とすること。
- 2) 上記の専用室の窓にガラスを用いる場合は、網入りガラスとすること。

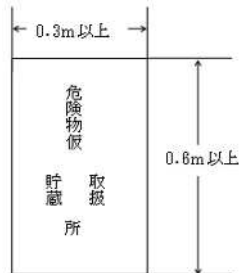
### (b) その他

前記(ア) a から d までの例によること。

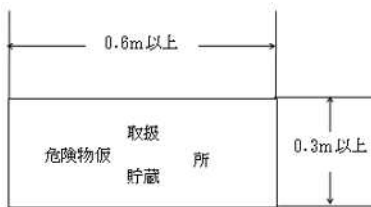
### (イ) 危険物取扱者の立ち会い★

仮貯蔵等において、取扱う危険物の数量が指定数量以上となる場合には、当該危険物の取扱い作業には危険物取扱者が立ち会うこと。

※ 標識の例 1



※ 標識の例 2



承認番号	第○○○○号	↑ 0.3m以上 ↓
期間	○年○月○日から○年○月○日まで	
危険物	第○類 ○○ ○○○	
責任者	○○○○	
連絡先	TEL ○○○-○○○○	

※ その他、危政令に係る製造所等に掲げる標識及び掲示板の例は、参考資料を参照するものとし、その材質は、不燃材料又は難燃材料で、耐候性及

び耐久性があるものとする。

※ 申請書の様式：危険物仮貯蔵仮取扱申請書

※ 申請書の提出部数：2部

## (2) 仮使用承認

### ア 仮使用の承認対象

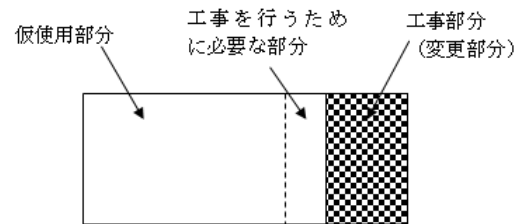
仮使用の承認対象については、次によるものとする。

(ア) 変更工事に係る部分以外の部分とし、当該変更工事中においても火災の発生及び延焼の恐れが著しく少ない場合とする。

(イ) タンクに危険物が収納されているときは、取扱い等の有無に係らず危険物施設を使用している状態であるため、変更許可の際には仮使用の承認が必要となる。

なお、地下タンクに限り、火災予防上必要な措置が講じられ、かつ、取扱い行為等がない場合は、当該タンクに危険物が残存していても、使用していないものとみなすことができるものであること。

(ロ) 製造所等の変更工事に係る部分について変更の工事に係る部分とは、実際に工事を行う部分と、当該工事を行うために必要な部分をいうものであること。



### イ 仮使用の承認条件

仮使用の承認条件として、工事の規模、内容等の実態に応じ、次に掲げる事項に適合していること。

#### (ア) 工事計画について

災害防止のため、無理のない作業日程、工事計画等が組まれていること。

#### (イ) 安全管理組織の確立について

a 施設側事業所及び元請、下請等の工事業者全てを対象とした安全管理組織が編成され、責任体制の明確化が図られていること。

b 災害発生時又は施設に異常が生じた場合等、緊急時における対応策が具体的に確立されていること。

#### (ロ) 火気管理について

火気又は火花を発生する器具を使用する工事及び火花の発生するおそれのある工事が行われないこと。

ただし、以下のような防火のための区画、養生等の火災予防上十分な措置が講じて有る場合は、この限りではない。

a 火気使用の規制範囲及び規制内容が明確であること。

b 火気使用場所直近に、消火器（仮使用部専用）等が配置されていること。

◇(イ) 平成30年4月1日改訂

#### (ハ) 空地について

工事場所には、工事に必要な十分な広さが確保されており、業務についても支障のない広さの空地が確保されていること。

#### (ニ) 工事場所と仮使用部分の区画について

a 工事場所と仮使用部分とが明確にされ、かつ、工事場所と仮使用部分には工事内容に応じた適切な防火区画等が設けられていること。

b 仮使用場所の上部で工事が行われる場合は、工具等の落下を防止するための仮設の水平区画が設けられていること。

なお、当該区画及びこれを支える仮設の柱等は、不燃材料を用いるものとし、区画の大きさは、仮使用部分の実態に応じたものであること。

c 仮使用部分から危険物又は可燃性蒸気が工事場所に流入しないような有効な措置が講じられていること。

d 工事場所の周囲には、関係者以外の者がみだりに出入りできないような措置が講じられてい

- ること。
- (加) 照明及び換気  
照明器具等は、火災予防上支障ないものを用いるとともに、必要に応じ換気が十分に行われること。
  - (キ) 仮施設・設備等の安全措置について  
仮設の塀、足場、電気設備等を設置する場合にあつては、危険物施設に危害を及ぼさないよう安全対策をほどこすこと。
  - (ク) 防火塀、排水溝、油分離装置、通気管等危政令基準による設備を撤去し、又は機能を阻害する場合には、これに代わる仮設備を危政令基準に適合するように設け、工事終了後に復旧すること。  
なお、この場合において、仮設備についての仮変更許可申請は不要とする。
  - (ケ) 作業記録の保管  
作業経過、検査結果等を記録し保管すること。
  - (コ) その他
    - a 可燃性蒸気をみだりに放出させない措置が講じられているとともに、随時周囲の可燃性蒸気等の有無をチェックする体制が確保されていること。
    - b 危険物を抜き取り後、設備又は配管内には、可燃性蒸気等が完全に除去されていること。
    - c 静電気災害の発生のおそれのある危険物を容器等に受け入れる場合は、当該容器等を接地し、又は危険物の流速を制限する等の措置が講じられていること。
    - d 溶接、溶断を行う設備・配管と他の部分とは確実に遮断されるとともに、火花、溶滴等の落下により周囲の可燃物に着火する事がないよう、必要な措置を講ずること。
    - e その他工事の内容に応じた必要な保安措置を講ずること。

ウ 仮使用承認申請に必要な書類及びその編さんについては、次によるものとする。

- (7) 仮使用承認申請書
- (イ) 案内図
- (ウ) 工事計画書（工事の内容、方法、工程、火災予防上必要な措置及びそれに係わる設備の設置方法、仮設備の設置及び構造、使用器具（火気及び火花を生ずるおそれのあるもの等）等上記承認条件を盛り込んだ内容を記載すること。）
- (エ) 平面図（仮使用部分、工事計画書に記載された事項の設置場所の位置を記載すること。）等

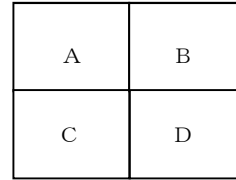
工 仮使用承認申請の時期  
仮使用承認申請書は、原則として変更許可申請時一括して提出するものとし遅れる場合であっても、変更許可に係わる工事に着手する前までに承認を受けること。

オ 一の変更工事を行う場合で、複数の仮使用については、原則として次によるものとする。

- (7) 1 の変更許可申請で下図のA、B、C及びDの部分の変更工事が同時に行われる場合は、仮使用範囲は存在しない。
- (イ) 1 の変更許可申請で変更工事が下図のA、B、Cの各部分ごとに分割して順次行われる場合の当該変更工事の進行に伴う仮使用範囲は、次によること。
  - a 変更工事がAの部分に限られる場合における仮使用範囲は、B、C及びDの部分になる。  
なお、この場合の当該仮使用範囲について仮使用しようとするときは、Aの部分の工事の着手前に、当該仮使用範囲の承認を受けること。
  - b Aの部分の変更工事に引き続き変更工事がBの部分となる場合における仮使用範囲は、C及びDの部分となる。  
なお、この場合の当該仮使用について仮使用しようとするときは、Aの部分の変更工事後であつて、かつ、Bの部分の変更工事の着手前に新たに当該仮使用範囲の承認を受けること。
  - c Bの部分の変更工事に引き続き変更工事がCの部分となる場合における仮使用範囲は、Dの部分となる。  
なお、この場合における仮使用の手続き等につ

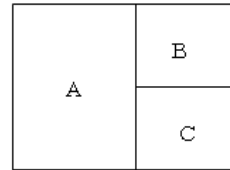
ついては、前bに準ずること。

- d Cの部分の変更工事に引き続き変更工事がDの部分となる場合は、仮使用範囲は存在しない。
- e 段階的工事終了後にその部分を使用する場合は、部分ごとの変更許可を受け、その部分の完成検査済証を受けた後でなければ使用できないものであること。



※ 例 示

I 1 の変更許可で、当該変更工事を 2 以上の部分に分割して実施する場合は、ブロック毎の工事部分示す。

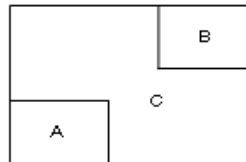


A=工事期間 1 日～7 日  
B=工事期間 7 日～14 日  
C=工事をしない部分

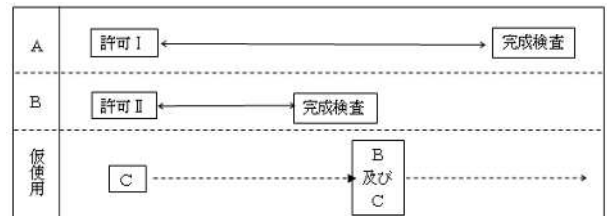
仮使用可能部分  
工事部分 A のとき B+C  
工事部分 B に移行したとき C

II 上記のほか、A、B、Cのすべての部分の工事を行う場合、Cの工事を行う時点で全体の使用が不可能となる。

カ 複数の変更工事に係る仮使用承認等の手続き



A：変更工事部分  
B：変更工事部分  
C：変更工事を行わない部分



(7) 複数の変更工事についてそれぞれ変更許可を行う場合

- a 工期が重複する複数の変更工事の場合
  - (a) A部分及びB部分ごとの変更許可申請について、それぞれ許可I及び許可IIを行うとともに、変更部分以外のC部分の仮使用承認申請について承認する。この場合、許可の時期は同時期でない場合もある。  
（留意事項）

最初の仮使用承認の際には、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可I及び許可IIの変更許可番号等を記載することにより、許可I及び許可IIの両方に係るものであることを明記すること。

(b) B部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

(c) B部分及びC部分の仮使用の承認申請について承認する。

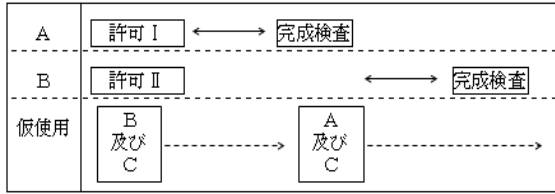
（留意事項）  
先行して完成したB部分について新たに仮使用を認める場合は、既に承認されている仮使用に代えて、新たにB部分及びC部分の仮使用承認を行うこと。また、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可Iの変更許可番号等を記載することにより、許可Iに係るものであることを明記すること。



◇ 1 危険物関係申請要領

(d) A部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

b 工期の重複しない複数の変更工事部分の場合



(a) A部分及びB部分ごとに変更許可申請について、それぞれ許可I及び許可IIを行うとともに、許可Iの変更工事部分以外の部分(B部分及びC部分)の仮使用承認申請について承認する。この場合、許可の時期は同時期でない場合もある。

(留意事項)

最初の仮使用承認の際には、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可Iの変更許可番号等を記載することにより、許可Iに係るものであることを明記すること。

(b) A部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

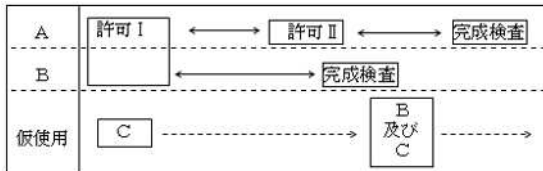
(c) B部分の工事が開始されるにあたり、A部分及びC部分の仮使用の承認申請について承認する。

(留意事項)

先行して完成したA部分について新たに仮使用を認める場合は、既に承認されている仮使用に代えて、新たにA部分及びC部分の仮使用承認を行うものであること。また、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可IIの変更許可番号等を記載することにより、許可IIに係るものであることを明記すること。

(d) B部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

(i) 複数の変更工事部分について一の変更許可を行う場合（同時に完成検査を受ける予定の場合に限る。）



a A部分及びB部分を一の変更許可申請で許可Iを行うとともに、変更部分以外のC部分の仮使用承認申請について承認する。

(留意事項)

最初の仮使用承認の際には、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可Iの変更許可番号等を記載することにより、許可Iに係るものであることを明記すること。

b B部分の工事が先に終了することになり、当該部分について先に完成検査を受けることとなった場合は、許可Iの工事範囲をBの部分に縮小するとともに、Aの部分について新たな許可IIを行う。

B部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

(留意事項)

工事範囲がどこまで縮小したかを明記した書類の提出を求め、許可申請書に添付し、それに基づき完成検査を行う。

c B部分及びC部分の仮使用の承認申請について承認する。

(留意事項)

先行して完成したB部分について新たに仮使用を認める場合は、既に承認されている仮使用に代えて、新たにB部分及びC部分の仮使用承

認を行うものであること。また、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可IIの変更許可番号等を記載することにより、許可IIに係るものであることを明記すること。

d A部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

※ 申請書の様式：

危険物（製造所、貯蔵所、取扱所） 仮使用承認申請書

危険物（製造所、貯蔵所、取扱所） 変更許可及び仮使用承認申請書

移送取扱所変更許可及び仮使用承認申請書

※仮使用承認申請書の提出部数：2部

(3) 保安検査時期変更承認

保安検査に関する時期を変更しようとする場合の事由は次による。

ア 災害その他非常事態が生じたこと。

地震等の災害が発生した場合やタンク底部からの危険物の漏えい等が発生した場合等により、当該特定屋外タンク貯蔵所の保安検査の時期を繰り上げる場合等

イ 保安上の必要が生じたこと。

使用上、タンク内部の安全確認をする必要が生じた場合等

ウ 危険物の貯蔵及び取扱いが休止されたこと。

エ 使用の状況（計画を含む。）等に変更が生じたこと。

貯蔵し、取扱う危険物の種類を変更する必要が生じた場合等

※ 申請書の様式：保安検査時期変更承認申請書

※ 申請書の提出部数：2部

4 検査

(1) 完成検査前検査

設置又は変更許可を受けた危険物施設で液体の危険物を貯蔵し、又は取扱うタンクを設ける場合は、完成検査を受ける前に、危政令で定める工事の工程ごとに、完成検査前検査を受けなければならない。

※ 工事の工程ごとの検査事項

工事の工程	検査事項	検査の種類	試験内容	
特定屋外タンク	タンクの基礎及び地盤に関する工事の工程	基礎及び地盤に関する事項	基礎・地盤検査	平板載荷試験 標準貫入試験等
	タンク本体に配管等を取付ける前の工事の工程	溶接部に関する事項	溶接部検査	放射線透過試験 磁粉探傷試験等
上記液体タンク以外	タンク本体に配管等を取付ける前の工事の工程	漏れ、変形に関する事項	水張検査又は水圧検査	水張検査又は水圧試験
	タンク本体に配管等を取付ける前の工事の工程	漏れ、変形に関する事項	水張検査又は水圧検査	水張検査又は水圧試験

ア 基礎地盤検査・溶接部検査

(7) 完成検査前検査申請は、タンク1基ごととする。

(i) 完成検査前検査（溶接部検査）申請後、再び溶接部検査を必要とする変更許可申請が行われた場合は、次による。

a 溶接部検査の終了後に変更許可申請した場合には、再度溶接部検査の申請が必要であること。

b 溶接部検査を受けていない場合は、個々の変更申請について溶接部検査の申請を必要とせず、1件の申請で足りるものであること。

c 溶接部検査を受けているか否かの判断は、実質的に検査が開始されているか否かによるもの

であること。

- (g) 保安検査を受けるに際して、タンク底部に変更の工事（側板に係る工事を含むものを除く。）が行われた場合に、当該保安検査により、危令第11条第1項第4号の2に定める基準に適合していると認められるときは、溶接部検査は要さないものであり、次によること。
    - a 保安検査を受けることにより、溶接部検査を要しないとされるものは、次のすべてを満足するものであること。
      - (a) 変更の工事に係る溶接部検査の対象がタンク底部に係るものに限られること。
      - (b) 溶接部検査を受け得る状態に至った時期に保安検査が実施されること。
      - (c) 保安検査により、タンク底部に係る部分が危令第11条第1項第4号に定める基準に適合していると認められること。
    - b 完成検査申請の際に、当該保安検査に係る保安検査済証の写しを添付すること。
  - (I) 完成検査前検査（基礎地盤検査）については、前記(イ)に準じること。
  - (d) 屋外貯蔵タンクの変更工事に係る完成検査前検査が必要となる工事については、タンク本体に関する変更工事で、昭和59年消防危第72号の別図による。
- イ 水張検査・水圧検査
- (7) 完成検査前検査申請は、タンク1基ごととする。
  - (イ) 圧力タンクにあっては、5KPaを越える圧力がかかるものとする。
  - (g) 水張検査・水圧検査が必要となる工事は、次のとおりとする。
    - ただし、20号タンクでその容量が指定数量未満のものについては、必要ないものとする。
    - a タンクの施設
    - b 屋外貯蔵タンクについては、タンク本体に関する変更工事で、別図（昭和59年消防危第72号）による。
  - ※ 申請書の様式：
 

危険物	<table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">製造所</td> <td rowspan="3" style="padding: 2px;">完成検査前検査申請書</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">貯蔵所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">取扱所</td> </tr> </table>	製造所	完成検査前検査申請書	貯蔵所	取扱所
製造所	完成検査前検査申請書				
貯蔵所					
取扱所					
  - ※ 申請書の提出部数：2部  
（危険物保安技術協会へ審査委託する場合：3部）
- (2) 完成検査
- 設置又は変更の許可を受け、当該工事が完了した場合、危険物施設を使用する前に完成検査を受け、完成検査済証の交付を受けなければ、当該製造所等を使用することはできないものであること。
- 完成検査時にあっては、許可内容どおり完成しているかどうかを確認するほか、次の自主検査報告書が必要であること。
- なお、完成検査時に検査を行うことができない項目等については、中間検査として写真又は現場確認を実施する。
- ア 共通項目
- (7) 配管の水圧（気密）試験結果報告書
  - (イ) 地下埋設配管で電気防食を行うものにあつては、防食電位測定結果報告書
  - (g) 接地抵抗値の測定結果報告書
  - (I) 絶縁抵抗値の測定結果報告書
  - (d) 消防用設備等の試験結果報告書
    - a 消火設備（第4種、第5種を除く。）
      - 新たに固定消火設備を設けるものにあつては、実際に放射試験を行ない、許可内容どおり完成しているかどうかを確認する。
      - また、冷却用散水設備及び水幕設備についても同様とする。
    - b 警報設備
    - c 避難設備
    - d その他
- イ 特定屋外タンク貯蔵所
- (7) タンク本体の溶接線の非破壊検査結果報告書
  - (イ) 屋根、ノズル、マンホール等の漏れ試験結果報告書

- (g) タンク基礎の水平度測定結果報告書
  - (I) 水張検査前・後の側板最下端の水平度及び底部の凸凹状況の測定結果報告書
  - (d) タンク垂直度の測定結果報告書
  - (カ) タンク真円度の測定結果報告書
  - (イ) 水張検査前・後の側板と底板の角度測定結果報告書
  - (7) 側板と底板の隅肉脚長測定結果報告書
  - (g) タンク底板で電気防食を行うものにあつては、防食電位測定結果報告書
    - なお、(7)の報告書については、特定屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所についても添付すること。
- ウ 移動タンク貯蔵所
- (7) 安全装置検査済証正本の写し
  - (イ) 車検証の写し
- (3) 中間検査
- 中間検査とは、完成検査時に検査できない項目又は工程から完成検査前に検査する必要があると認められる項目について検査するものであり、消防機関が直接検査又は事業所等の工事施行記録又は自主検査報告書（以下「自主検査報告書等」という。）を書類審査又は採取検査を行う事により確認することをいう。また、自主検査報告書等には、検査の年月日、場所、実施者名（検査資格が必要な場合には資格証明書の写し又は番号）、方法、器具、結果、合否及び検査における責任者印が必要であること。
- なお、中間検査の項目及び確認方法はおおむね次によるものとし、現場確認を行う場合は、事前に関係者に対し連絡するものとする。
- ア 配管検査
- (7) 経路（写真又は現場確認）
  - (イ) 漏洩の有無（気密等の試験結果報告書又は現場採取検査）
  - (g) 試験圧力の確認（写真又は現場確認）
  - (I) 配管防食措置（写真又は現場確認）
  - (d) 危険物保安技術協会認定の配管を使用する場合は、設置方法等の付帯条件の確認（写真又は現場確認）
- イ 地下タンク
- (7) タンク室等検査（基礎、壁面及び上部スラブ）
    - a 砕石の厚さ（写真又は現場確認）
    - b 配筋の太さ（写真又は現場確認）
    - c 配筋の間隔（写真又は現場確認）
    - d 配筋の結着状況（写真又は現場確認）
    - e コンクリートの厚さ（写真又は現場確認）
    - f タンク室等の大きさ（写真又は現場確認）
    - g タンク枕の状況（写真又は現場確認）
    - h タンク室防水措置（写真又は現場確認）
    - i 乾燥砂の充填状況（写真又は現場確認）
  - (イ) タンク据え付け状況
    - a タンク据え付け時のタンク室乾燥状況（写真又は現場確認）
    - b タンクとタンク室との間隔（写真又は現場確認）
  - (g) 鋼製の地下貯蔵タンクの外面に間げきを有するように強化プラスチックを被覆した二重殻タンク
    - a タンクを基礎台に据え付け、固定バンド等で固定した後の検知層の気密状況（写真又は現場確認）
    - b タンクを地盤面下に埋設した後の検知層の気密状況（写真又は現場確認）
- ウ 建築物等
- 区画貫通部の確認が必要な場所等（写真又は現場確認）
- エ その他
- 状況により必要と認める事項
- ※ 申請書の様式
- 移送取扱所以外：
- |     |   |     |         |     |     |
|-----|---|-----|---------|-----|-----|
| 危険物 | <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">製造所</td> <td rowspan="3" style="padding: 2px;">完成検査申請書</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">貯蔵所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">取扱所</td> </tr> </table> | 製造所 | 完成検査申請書 | 貯蔵所 | 取扱所 |
| 製造所 | 完成検査申請書   |     |         |     |     |
| 貯蔵所 |   |     |         |     |     |
| 取扱所 |   |     |         |     |     |
- 移送取扱所：移送取扱所完成検査申請書
- ※ 申請書の提出部数：2部

◇ 1 危険物関係申請要領

(4) 保安検査

ア 検査対象施設

- (ア) 液体の危険物を貯蔵する容量が 1 万 K L 以上の屋外タンク貯蔵所
- (イ) 配管の延長が 15 km を超える移送取扱所
- (ウ) 配管に係る最大常用圧力が 0.95MPa 以上で、かつ、配管の延長が 7 km 以上、15 km 以下である移送取扱所

イ 保安検査の時期

- (ア) 定期保安検査  
危令第 8 条の 4 に定める時期とする。
- (イ) 臨時保安検査★  
法第 14 条の 3 第 2 項に定める事由として、液体危険物タンクの直径に対する当該液体危険物タンクの不等沈下の数値の割合が 100 分の 1 以上であることその他これに相当するものとして自治省令で定める事由が生じた場合とする。  
ただし、液体危険物タンクの不等沈下の数値の割合が 100 分の 1 以上となった場合は、当該特定屋外タンクの基礎の修正を要するため、変更許可が必要となる。  
※ 申請書の様式
  - ・ 屋外タンク貯蔵所：屋外タンク貯蔵所保安検査申請書
  - ・ 移送取扱所：移送取扱所保安検査申請書
- ※ 申請の提出部数：2 部  
(危険物保安技術協会へ審査委託する場合：3 部)

5 完成検査済証及びタンク検査済証の再交付

- (1) 完成検査済証及びタンク検査済証（以下「完成検査済証等」という。）の再交付申請書は、製造所等の譲渡等があった結果、設置者等の変更があった場合においても、当該再交付申請書の設置者欄等は変更前のままで記載するものとし、再交付される完成検査済証等についても同様とすること。  
なお、当該再交付申請書の申請者は、原則として現在の設置者とする。
- (2) 完成検査済証等を汚損し、又は破損したことにより申請する場合は、申請書に当該完成検査済証等を添えて申請すること。
- (3) 完成検査済証等を亡失したことにより、その再交付を受けた者が忘失した完成検査済証等を発見した場合には、これを 10 日以内に提出すること。  
※ 申請書の様式
  - ・ 完成検査済証：完成検査済証再交付申請書
  - ・ タンク検査済証：タンク検査済証再交付申請書
- ※ 申請の部数 2 部

6 耐震基準適合の届出及び個別延長の申請等

- (1) 特定及び準特定屋外タンク貯蔵所の新基準の適合の届出の場合は、危険物保安技術協会による評価報告書の添付を要すること。  
※ 申請書の様式：新基準適合届出書
- (2) 特定屋外タンク貯蔵所開放周期について〔参考〕

	保安検査	内部点検
	10,000 K L 以上の特定屋外タンク貯蔵所	1,000 K L 以上の 10,000 未満の特定屋外タンク貯蔵所
新法タンク	8 年	13 年
新基準タンク	7 年	12 年

◇(2)表平成 27 年 4 月 1 日改訂

(3) 個別延長の申請

特定屋外タンク貯蔵所のうち、新法、新基準タンクについて、基本開放周期に加え、更に開放周期を個別に延長することができる制度（以下「個別延長制度」という。）は、危則第 62 条の 2 の 2 に定められている保安のための措置が施されたタンクについては、特に安全対策が良好と判断され、個別延長が可能であること。

なお、申請及び届出に際し、危険物保安技術協会による評価報告書の添付を要すること。

ア 10,000 K L 以上の特定屋外タンク貯蔵所の場合

(ア) 危則第 62 条の 2 の 2 第 1 号の規定に基づく、タンクの腐食防止等の状況に関する措置が施されている場合

※ 申請書の様式  
特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請書（タンクの腐食防止等の状況）

(イ) 危則第 62 条の 2 の 2 第 2 号の規定に基づく、危険物の貯蔵管理等の状況に関する措置が施されている場合

※ 申請書の様式  
特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請書（危険物の貯蔵管理等の状況）

(ウ) 危則第 62 条の 2 の 2 第 3 号の規定に基づく、タンクの腐食量に係る管理等の状況に関する措置が施されている場合

※ 申請書の様式  
特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請書（タンクの腐食量に係る管理等の状況）

イ 1,000 K L 以上 10,000 K L 未満の特定屋外タンク貯蔵所の場合

(ア) 危則第 62 条 5 の規定に基づく、保安のための（タンクの腐食防止等の状況に関する）措置が施されている場合

※ 申請書の様式  
特定屋外タンク貯蔵所の内部点検時期延長申請書（タンクの腐食防止等の状況）

(イ) 危則第 62 条の 2 の 2 第 2 号の規定に基づく、保安のための（危険物の貯蔵管理等の状況に関する）措置が施されている場合

※ 申請書の様式  
特定屋外タンク貯蔵所の内部点検時期延長申請書（危険物の貯蔵管理等の状況）

ウ 保安のための措置の有効性について

保安のための措置の有効性については、保安検査等のタンクの開放の機会に把握されたデータに基づき、平成 6 年 73 号通知、同年 82 号通知、並びに平成 12 年 31 号通知に示されている事項に留意のうえ判断する必要がある。

従って、保安のための措置を講じている旨を記載した申請書については、保安検査等のタンクの解放ごとの機会をとりえ提出させること。

エ 個別延長を受けた特定屋外タンク貯蔵所開放周期について〔参考〕

		新法タンク	新基準タンク		
保安検査	10,000 K L 以上の特定屋外タンク貯蔵所	基本開放周期	8 年		
		1号措置	10年 ※1	10年 ※1	8年 ※2
		2号措置	10年		9年
3号措置	13年				
内部点検	1,000 K L 以上 10,000 K L 未満の特定屋外タンク貯蔵所	基本開放周期	13年		
		1号措置	15年		
		2号措置	15年		14年

内部の腐食を防止するためのコーティングが  
※1 ガラスフレック又はガラス繊維強化プラスチックライニングの場合

※2 エポキシ系塗装又はタールエポキシ系塗装によるコーティングの場合

◇エ表平成 27 年 4 月 1 日改訂

7 認可

予防規程を制定又は変更した場合には、消防長の認可を受けなければならない。（申請先は管轄消防署）

(1) 予防規程の作成単位★

同一事業所の中に該当する製造所等が複数存在する事業所は、災害発生の関連性及び企業運営の有機性、一体性を勘案し、事業所全体を一の予防規程対象として集約し、予防規程を作成することが望ましい。

(2) 予防規程に定める事項

ア 総括的事項

(ア) 法第 14 条の 2 の規定のほか、防火管理上必要

な事項について定めること。

- (f) 適用範囲は、製造所等の全域とすること。
  - (g) 事業所の長は、事業所に勤務する者又は立ち入る者に予防規程を周知徹底させる義務があるものとする。
  - (I) 以上のほか、次の事項を指導する。★
    - a 遵守義務は、事業所に立ち入る者にも課するものとする。
    - b 予防規程の細則（作業マニュアル等）に関するものを定めること。
    - c 危険物保安監督者等危険物の貯蔵、取扱いに従事する者のなかから、予防規程改正等の立案に参画する者を定めること。
- イ 保安管理体制
- (ア) 保安管理組織
    - a 保安管理組織の構成及び業務内容を具体的に定めること。
    - b 組織を構成する者の代理に関するものを定めること。
  - (イ) 自衛消防組織
    - a 自衛消防組織の構成及び業務内容を具体的に定めること。
    - b 組織を構成する者の代理に関するものを定めること。
- ウ 予防管理
- (ア) 火気管理
    - a 火気の種類及び火気作業の定義を具体的に定めること。
    - b 火気使用の許可に関するものを具体的に定めること。
    - c 火気使用の標識の掲出、火気作業の開始及び終了の連絡並びに火気作業前の安全確認について定めること。
    - d 火気使用の記録及び保存について定めること。
    - e 火気作業従事者の遵守事項を定めること。
    - f 車両等の通行規制について定めること。
  - (イ) 運転管理
    - a 誤操作がなく安全かつ適正に運転するための基準を定めること。
    - b 緊急時における、運転の停止及びスタートアップの操作基準を定めること。
    - c 運転、操作基準の定期的な見直しについて定めること。
    - d 夜間又は休日における緊急停止権者を定めること。
    - e 運転状況を把握するためのチェックリストを作成し、毎日の巡視点検について定めること。
    - f 巡視点検で異常を発見した場合の応急措置及び改善について定めること。
    - g 巡視点検記録の保存について定めること。
    - h 運転員の引き継ぎ交替に関するものについて定めること。
  - (イ) 貯蔵及び取扱管理
    - a 危険物の貯蔵及び取扱いについては、消防法令に定めるもののほか、実態に則した貯蔵及び取扱いの基準を定めること。
    - b 巡視点検及び記録の保存は、前 e から g の例によること。
- エ 施設及び設備管理、工事管理
- (ア) 施設及び設備管理
    - a 前 (イ) 及び (イ) で行う点検のほか、施設および設備の維持管理の徹底を図るため、定期的に行う施設及び設備ごとの点検、検査基準を定めること。
    - b 点検及び検査で異常を発見した場合の応急措置及び改善について定めること。
    - c 施設及び設備ごとの維持管理台帳を作成し、点検、検査の結果及び補修記録並びに異常時の応急措置記録の保存について定めること。
  - (イ) 工事管理
    - a 工事の許可に関するものについて定めること。
    - b 工事着工前及び工事終了後の設備等の安全対策について定めること。
    - c 工事責任者の選任及び工事中の立ち会いについて定めること。

- d 工事、作業の標識の掲出、工事、作業の開始及び終了の連絡並びに工事、作業前の安全確認について定めること。
  - e 工事、作業経過の記録及び保存について定めること。
  - f 作業者の遵守事項について定めること。
  - g 火気を使用する工事については、上記のほか前ウ (ア) を準用すること。
- オ 災害対策
- (ア) 消防機関等への通報方法を明確に定めること。
  - (イ) 災害時の応急対策、消防活動等について定めること。
  - (イ) 公設消防機関へ情報提供する者及びその内容について定めること。
  - (I) 地震発生時の措置について定めること。
  - (オ) 事故後の現場保存、原因究明、復旧等について定めること。
- カ 教育・訓練
- (ア) 年間計画を作成し、実施期間、対象者及び内容について定めること。
  - (イ) 教育、訓練記録の保存について定めること。
- キ 地震時の措置等
- (ア) 大規模な地震に係る防災訓練に関するものについて定めること。
  - (イ) 大規模な地震による被害の発生防止又は軽減を図るため必要な教育及び広報について定めること。
- ク 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所
- 顧客に対する監視その他保安のための措置に関するものは、次による。
- (ア) 顧客自らによる給油作業等を監視し、及び制御し、並びに顧客に対し必要な指示を行う（以下「監視等」という。）危険物取扱者及びその指揮下で監視等を行う従業者（以下「危険物取扱者等」という。）の体制は、同時に複数の従業者により監視等を行う場合、そのうち 1 名を甲種又は乙種の危険物取扱者とし、その他の従業者は当該危険物取扱者の指揮下で監視等を行うことで差し支えないこと。
  - (イ) 監視等の要領  
着眼点等をわかりやすく、具体的に記載すること。

(例)

- 1 監視等のポイント  
インターホン及び放送機器を用いて顧客の給油作業等について必要な指示等を行うこと。  
(1) 顧客が給油を開始できる条件は次によること。  
ア 火気のないこと。  
イ 車両のエンジンが停止されていること。  
ウ 自動車の燃料タンクへの給油であること。  
(容器へ詰め替えるものでないこと。)  
エ 顧客が静電気除去行動を行ったこと。  
(2) 顧客が注油を開始できる条件は次によること。  
ア 火気のないこと。  
イ 顧客が静電気除去行動を行ったこと。  
ウ 容器が適法なものであること。
- 2 非常時等の措置  
(1) 非常時等とは次の場合をいう。  
ア 火災及び漏えいその他の事故が発生した場合  
イ 給油等を開始できる条件が維持されなくなり、火災等の発生の危険性が切迫していることが認められる場合  
(2) 措置  
ア 緊急停止スイッチにより給油取扱所内の全ての固定給油設備及び固定注油設備における危険物の取扱いが行えない状態にすること。  
イ 火災を覚知した場合には、起動装置により固定消火設備を起動する等、必要な消火、避難誘導、通報等の措置を行うこと。

- (イ) 監視等を行う危険物取扱者等に対する教育及び訓練  
危険物取扱者以外の者が監視等を行う条件は、

## ◇ 1 危険物関係申請要領

危険物の性質、火災予防・消火の方法等に関する知識を有するとともに、当該給油取扱所の設備等を熟知している者であることから、これに必要な教育・訓練内容であること。

- (I) 監視等を行う危険物取扱者等の氏名の表示  
(f) 顧客用固定給油設備の1回の給油量及び給油時間の上限並びに顧客用固定注油設備の1回の注油量及び注油時間の上限の設定  
(g) 顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備の日常点検
- (3) その他★  
ア 予防規程対象施設の作業内容が単純であり、施設の規模が小さく、従業員が少数の場合で、事業所の実態を考慮して、安全管理の実効が挙げられる場合、基準の一部を省略できること。  
イ 予防規程は、事業所全体の安全を確保する必要上、危険物施設以外の施設について規定することができるものであること。  
ウ 給油取扱所においては、一旦認可を受けた所長又は危険物保安監督者が変わる場合においては、変更の認可は必要とせず、届出をすることをもって足りるものであること（昭和62年4月28日消防危第38号別添「給油取扱所の予防規程に定めるべき事項（備考）参照」  
また、給油取扱所以外の危険物施設であっても、上記と同様の場合は、届出をすることをもって足りるものとする。★

◇ウ平成30年4月1日改訂

※ 申請書の様式

予防規程 

制定
変更

 申請書

※ 申請書の提出部数：2部

## 8 届出

- (1) 製造所等で譲渡又は引渡が行われた場合の届出  
ア 届出に関する事項  
製造所等の譲渡又は引渡があった場合は、譲渡又は引渡を受けた者が許可を受けた者の地位を継承し、遅滞なく届出なければならない。  
イ 譲渡又は引渡の意義は次によるものとする。  
(f) 譲渡とは、贈与、売買等により所有権を移転することをいう。  
(g) 引渡とは、賃貸借、相続、合併その他法律関係の有無を問わず、およそ物の事実上の支配が移転することをいう。  
なお、引渡としての設置者の地位の継承は、当該製造所等を変更する権限の移動の有無をその重要な判断要素とする。  
ウ 届出及び添付書類に関する事項  
譲渡引渡届出書の届出者と譲渡又は引渡を受けた者は、原則として同一の者であること。また、当該譲渡引渡届出書には、原則として譲渡又は引渡があったことを証明する次の書類を添付するものとする。  
(f) 製造所等の登記簿謄本、抄本又はその写し  
(g) 売買、贈与等の所有権、変更権限の移転等を証明する書類

※ 届出書の様式

危険物 

製造所
貯蔵所
取扱所

 譲渡引渡届出書

※ 届出書の提出部数：2部

- (2) 品名、数量又は指定数量の倍数を変更する場合の届出

ア 届出に関する事項

品名、数量又は指定数量の倍数変更届は、製造所等の位置、構造又は設備の技術上の基準の適用に変更がない場合で、当該製造所等において貯蔵又は取扱う危険物の品名、数量又は指定数量の倍数を変更しようとする日の10日前までに届け出ること。

なお、品名、数量又は指定数量の倍数変更届は、次の全てに該当するものに限り受理することができるものであり、該当しない場合には変更許可申請が必要であること。

(f) 品名、数量等を変更しても、位置、構造及び設備の変更を伴わないとき。★

(g) 品名、数量等を変更しても、法第10条第3項に規定する技術上の基準に適合するとき。★

(h) 品名、数量等を変更しても、現に許可を受けている製造所等の保有空地を増大しないとき。★

※ 届出書の様式

危険物 

製造所
貯蔵所
取扱所

 品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書

※ 届出書の提出部数：2部

- (3) 製造所等の用途を廃止する場合の届出

ア 届出に関する事項

(f) 用語の定義

a 廃止

法第12条の6においては、事業を完全にやめることをいう。

b 処分

計量機の撤去、配管の切断等財産の現状、性質等に破壊その他の事実上の変更を加えることをいう。

(g) 届出時期

廃止届は、製造所等において危険物の貯蔵又は取扱いを将来に亘って行わない場合に提出するものであること。★

なお、当該廃止届書の届出者と設置者は、原則として同一の者であること。また、届出書は施設を処分する前に提出すること。★

- イ 施設解体等に当たっての留意事項★

(f) 残存危険物の処理

届出の前後に施設内に指定数量以上の危険物が残存している場合、第3、3(1)の申請が必要な場合があること。

(g) タンクの解体は、安全な場所で行うとともに、残留危険物を水の充てん等により完全に除去し、ガス検知器による安全確認を実施する等、安全対策を施してから行うこと。

(h) 危険物配管の解体は、溶断等火気を使用せずに行うこと。

なお、やむを得ず溶断を行う場合は、内部の水洗い等により危険物を完全に除去後、安全を確認した後に実施すること。

(I) 地下貯蔵タンクを掘り起こさないで廃止する場合は、タンク内を洗浄後、砂等を充てんすること。

※ 届出書の様式

危険物 

製造所
貯蔵所
取扱所

 廃止届出書

※ 届出書の提出部数：2部

- (4) 危険物保安統括管理者を選任又は解任する場合の届出

危険物保安統括管理者の資格は特に定められていないが、その責務が事業所における危険物及び危険物施設の保安に関する業務すべてを統括管理することになり、また、防災に関する終局責任をもっていることから、通常の事業所においては、工場長クラスをもって充てる必要がある。★

※ 届出書の様式：危険物保安統括管理者選任・解任届出書

※ 届出書の提出部数：2部

- (5) 危険物保安監督者を選任又は解任する場合の届出

危険物保安監督者については、甲種又は乙種危険物取扱者で6ヶ月以上の実務経験を有する者のうちから定め、遅滞なく届け出ること。また、同一人が2以上の製造所等の危険物保安監督者に選任されることは、保安の監督ができる範囲内であれば、差し支えないが、製造所等の危険物保安監督者が同一の所有者等に係る他の事業所にある製造所等の危険物保安監督者を兼ねる場合又は製造所等の危険物保安監督者が所有者等の異なる2以上の製造所等について、危険物保安監督者を兼務することは、事実上の保安監督が困難であるため、認められないものであること。★

◇(5)平成30年4月1日改訂

※ 届出書の様式：危険物保安監督者選任・解任届出書

- ※ 届出書の提出部数：2部
- (6) 製造所等で火気を使用する工事を行う場合の届出★
- ア 届出に関する事項  
製造所等において、溶接、溶断等火花を発生する器具を使用する工事の場合は、事前に火気使用工事届書を提出するものとする。  
なお、工事届書により内容が確認されるものにあつてはこの限りではない。
- イ 届出に必要な書類
- (7) 案内図・配置図  
(8) 安全対策計画書  
(9) 火気使用場所及び器具  
(10) その他
- なお、安全対策の内容については、仮使用申請時の内容に準じ、火災予防上の措置、安全管理組織、通報体制及び応急措置等について具体的に記載すること。
- ※ 届出書の様式：火気使用工事届出書
- ※ 届出書の提出部数：2部
- (7) 製造所等の使用を休止及び再開する場合の届出★  
製造所等を1カ月以上に亘ってその使用を休止する場合及びその使用を再開する場合にあつては、事前に休止再開届書を提出すること。  
なお、休止する場合には、次によること。
- ア 休止の期間は1年以内とする。
- イ 休止する製造所等では、危険物を完全に抜き取り、火災等の発生の恐れがない状態で維持管理をすること。
- ウ 製造所等の使用を再開する場合には、定期点検に準じた事前点検を実施し、安全を確認した後、使用を再開すること。  
なお、再開届けには点検の写しを添付すること。
- ※ 届出書の様式
- 危険物  $\begin{pmatrix} \text{製造所} \\ \text{貯蔵所} \\ \text{取扱所} \end{pmatrix}$  (休止・再開) 届出書
- ※ 届出書の提出部数：2部
- (8) 製造所等において災害が発生した場合の届出★  
製造所等において、火災、危険物の流出、爆発その他の事故が発生したときに提出するものとする。
- ※ 届出書の様式
- 危険物  $\begin{pmatrix} \text{製造所} \\ \text{貯蔵所} \\ \text{取扱所} \end{pmatrix}$  災害発生届出書
- ※ 届出書の提出部数：2部
- (9) 製造所等の設置者の氏名、名称等を変更する場合の届出★  
製造所等の所有者等は、譲渡・引渡要件に該当しない、次の事項について変更があった場合に、届出するものとする。
- ア 法人における人事の異動等による代表者の変更  
イ 会社名の変更  
ウ 設置者の住所、地名又は地番の変更  
エ 製造所等の所在する場所の地名又は地番の変更
- なお、法人における人事異動等により代表者が変わった場合は、社印及び代表印を押印すること。
- ※ 届出書の様式
- 危険物  $\begin{pmatrix} \text{製造所} \\ \text{貯蔵所} \\ \text{取扱所} \end{pmatrix}$  名称等変更届出書
- ※ 届出書の提出部数：2部
- (10) 製造所等を賃貸借する場合の届出★  
製造所等において、賃貸借等引渡要件に該当しない管理者の変更があった場合に提出するものとする。  
なお、この場合には賃貸借契約書の写しを添付すること。
- ※ 届出書の様式
- 危険物  $\begin{pmatrix} \text{製造所} \\ \text{貯蔵所} \\ \text{取扱所} \end{pmatrix}$  管理者届出書
- ※ 届出書の提出部数 2部
- (11) 内部開放点検期間を延長する場合の届出★  
危則第62条の5ただし書きに規定する、内部開放点検を期間内に行うことが困難な場合は、2年に限り、当該期間を延長することができるので、次により届け

出ること。

なお、延長できる事由は、原則として、保安に関する検査時期変更承認事由に準ずるものとし、この場合の期間は、必要最小限とすること。

※ 届出書の様式：内部開放点検時期延長届出書

※ 届出書の提出部数：2部

## 9 製造所等の許可申請等を取下げの場合の届出★

危険物製造所等における許可申請等について、当該申請書が受理された後、計画変更等により工事が不可能となった場合は、許可申請の取下げを行うこと。

なお、この場合既に納めた手数料は返還されないものであること。

※ 届出書の様式

危険物  $\begin{pmatrix} \text{製造所} \\ \text{貯蔵所} \\ \text{取扱所} \end{pmatrix}$  許可申請等取下届出書

※ 届出書の提出部数 2部

## 10 危険物の貯蔵及び取扱いを休止している特定及び準特定屋外タンク貯蔵所、並びに、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所（以下「休止タンク」という。以下同じ。）に係る申請及び届出

(1) 休止タンク（準特定屋外タンク貯蔵所を除く。）の内部点検期間の延長する場合の申請

危則第62条の2第1項第3号に規定する休止タンクは、次により申請すること。

なお、添付書類として、理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類とすること。

※ 申請書の様式 休止中の特定屋外タンク貯蔵所の内部点検期間延長申請書

(2) 休止タンク（浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所を除く。）の確認の場合の申請

休止タンクで新基準適合期限において休止している場合で、確認を受けようとする場合は次により申請すること。また、理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付するとともに、次のいずれにも該当すると認められる場合に限り、確認をするものとする。

なお、確認は、現場又は書類とすること。

ア 危険物を除去すること。ただし、次のものは除くこと。

(7) 消火設備又は保安のための設備の動力源の燃料タンクにおける危険物の貯蔵又は取扱い。

(8) ポンプその他の潤滑油又は作動油を用いる機器における潤滑油又は作動油の取扱い。（一の機器において取扱う潤滑油又は作動油の数量が指定数量の5分の1未満である場合に限り。）

(9) 配管その他の製造所等との共用部分における危険物の取扱い。（当該他の製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いに伴うものに限る。）

イ 誤って危険物が流入するおそれがないようにするための措置を講ずること。

ウ 見やすい箇所に幅0.3m以上、長さ0.6m以上の、地が白色の板で赤色の文字で「休止中」と表示した標識を提示すること。

※ 申請書の様式

$\begin{pmatrix} \text{特定} \\ \text{準特定} \end{pmatrix}$  屋外タンク貯蔵所の休止確認申請書  
(新基準適合期限延長)

(3) 休止タンク（浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所を除く。）を再開する場合の届出

前(2)において、休止の確認を受けている休止タンクの危険物の貯蔵又は取扱いを再開する場合には、次によりあらかじめ届出ること。

※ 申請書の様式

$\begin{pmatrix} \text{特定} \\ \text{準特定} \end{pmatrix}$  屋外タンク貯蔵所の再開届出書  
(新基準適合期限延長)

(4) 休止タンク（浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所を除く。）の変更する場合の届出

前(3)において、再開の届出をするまでの間、前(2)の申請書又は書類に記載された事項に変更が生じる場合には、次によりあらかじめ届出ること。

※ 申請書の様式

## ◇ 1 危険物関係申請要領

〔特定〕 特定屋外タンク貯蔵所の  
〔準特定〕 休止確認に係る変更届出書  
(新基準適合期限延長)

(5) 休止タンク(特定及び準特定屋外タンク貯蔵所を除く。)の確認の場合の申請

休止タンクで新基準適合期限において休止している場合で、確認を受けようとする場合は次により申請すること。また、理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付するとともに、前(2)アのいずれにも該当すると認められる場合に限り、確認をすることとする。

なお、確認は、現場又は書類とすること。

※ 申請書の様式：特定屋外タンク貯蔵所の  
休止確認申請書  
(浮き屋根新基準適合期限延長)

(6) 休止タンク(特定及び準特定屋外タンク貯蔵所を除く。)を再開する場合の届出

前(5)において、休止の確認を受けている休止タンクの危険物の貯蔵又は取扱いを再開する場合には、次によりあらかじめ届出ること。

※ 申請書の様式：特定屋外タンク貯蔵所の  
再開届出書  
(浮き屋根新基準適合期限延長)

(7) 休止タンク(特定及び準特定屋外タンク貯蔵所を除く。)の変更する場合の届出

前(6)において、再開の届出をするまでの間、前(5)の申請書又は書類に記載された事項に変更が生じる場合には、次によりあらかじめ届出ること。

※ 申請書の様式：特定屋外タンク貯蔵所の  
休止確認に係る変更届出書  
(浮き屋根新基準適合期限延長)

## 11 震災時における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きの運用について★

震災その他大規模な災害等によって製造所、貯蔵所又は取扱所が被災する等により、危険物について通常の貯蔵又は取扱いが著しく困難となる恐れがあることから、震災時における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きの運用については、平成29年5月30日付新消危第78号消防局長通知により指導すること。

◇11 平成30年4月1日追加

### 1 趣旨

東日本大震災では、給油取扱所等の危険物施設が被災したことや、被災地への交通手段が寸断されたこと等から、通常時の貯蔵や取扱いができず、ドラム缶や地下タンクから手動ポンプ等を用いた車両への給油・注油等危険物施設での臨時的な危険物の取扱い及び避難所等の危険物施設ではない場所での一時的な危険物の貯蔵など、平常とは異なる対応が必要になり、消防法第10条第1項ただし書きに基づく危険物の仮貯蔵・仮取扱いが数多く行われた。

このような状況下での安全を確保するため、総務省消防庁において「東日本大震災を踏まえた仮貯蔵・仮取扱い等の安全確保に係る検討会(平成24年度消防庁開催)」で検討が行われ、その結果を踏まえた「震災時における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)が策定され、「震災時における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて(平成25年10月3日消防第364号、消防危第171号消防庁国民保護・防災部防災課長、危険物保安室長通知)」で示された。

本市においても、震災その他大規模な災害等によって製造所、貯蔵所又は取扱所が被災する等により、危険物について通常の貯蔵又は取扱いが著しく困難となる恐れがあることから、ガイドラインの留意事項等を踏まえ、震災時における消防法第10条第1項ただし書きに基づく危険物の仮貯蔵・仮取扱い(以下「仮貯蔵等」という。)及び危険物の臨時的な貯蔵・取扱いの安全対策に係る指導等並びに震災時等に安全を確保した上で迅速に危険物の仮貯蔵等の承認が行えるよう、仮貯蔵等の承認申請に係る手続等の留意事項及び運用について定める。

## 2 震災時等における臨時的な危険物の仮貯蔵等

(1) 事前の危険物の仮貯蔵等の実施計画

ア 震災時等に危険物の仮貯蔵等の申請が想定される電気関係業者、建設業者、製造業者、石油関係業者、官公庁、その他事業者(以下「事前承認事業者」という。)は、別記様式「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い事前計画書」(以下「事前計画書」という。)により事前に想定される危険物の仮貯蔵等に応じた安全対策や必要な資機材等の準備方法等の具体的な実施計画を作成し、管轄する消防署(石油コンビナート等特定事業所においては消防局危険物保安課)に提出するよう指導すること。

イ 震災時等に想定される危険物の仮貯蔵等の形態の例は、次のとおり。

(ア) ドラム缶等による燃料の貯蔵及び取扱い

(イ) 危険物を収納する設備等からの危険物の取扱い

(ウ) 移動タンク貯蔵所等からの給油、注油等

ウ 予防規程を定める危険物施設に係る事前承認事業者においては、当該予防規程に事前計画書の内容について反映させ、予防規程の変更認可を受けるよう指導すること。

エ 管轄消防署(石油コンビナート等特定事業所においては消防局危険物保安課)は、事前承認事業者より提出された事前計画書を別表「震災時における危険物の仮貯蔵・仮取扱い事前計画書一覧表」により管理すること。

(2) 震災時等における仮貯蔵等の手続き

震災時等において、平常時の仮貯蔵等の手続きをするいとまがない場合の手続きは次によること。

ア 電話等による承認

発災直後等により、応急に災害対応や公共の安全上特に必要があると認められるもので、かつ、次に掲げるものについては電話等口頭で承認することができる。

(ア) 前記(1)の事前計画書が提出されているもの

(イ) 聞き取り等により、安全対策が図られていると認められるもの

イ 通信手段等の確保が困難な場合

通信手段や交通手段の確保が難しく、やむを得ず消防機関への危険物の仮貯蔵等の承認申請手続きが遅れる場合であり、実態として緊急避難的な危険物の貯蔵・取扱いが行われている場合は、覚知後、速やかに安全確認を行い、必要に応じて的確な防火指導等を行うとともに、安全が確保されると認める場合にあっては危険物の仮貯蔵等の承認を行うこと。

ウ 繰り返し承認

震災時等においては、広範囲で危険物施設に被害が生じている場合があること、発災後、当分の間は燃料の需要が増加し、既存の稼働可能な燃料供給施設の燃料供給能力が不足する場合があること、長期間の停電により非常用発電機等の燃料の継続的な供給が必要な場合があること等により、10日間に収まらない臨時的な危険物の貯蔵・取扱いが必要となることがある。

このような状況においては、危険物の仮貯蔵等の承認を繰り返すことにより対応することが考えられるが、その場合の繰り返し承認は次によること。

(ア) 1回の承認の期間は平常時同様、10日以内であること。

(イ) 繰り返し承認は無制限ではなく、必要な場合に限られること。

(3) 現地確認

上記(2)により承認した場合は安全確保のため、事後的であっても機会を捉えて現場確認を行うこと。また、その場合には安全対策を徹底させること。

(4) 事後手続き

前記(2)により承認した場合であっても、後日、管轄する消防署(石油コンビナート等特定事業所においては消防局危険物保安課)に仮貯蔵等の承認手続きを次により遡って行う必要があること。

- ア 繰り返し承認であっても、申請は1回で足りるものであること。その場合の承認期間は始期から最終の終期までの期間を記載すること。
- イ 震災時等に起因し、災害対応又は社会公共の安全のために行う仮貯蔵等の承認に係る手数料については新潟市消防関係手数料条例第5条の規定により免除する。

- (5) 安全対策及び仮貯蔵等のレイアウト  
事前計画書に添付する「安全対策事前計画書」及び「仮貯蔵・仮取扱いのレイアウト」については、別紙1「震災時等における仮貯蔵等の安全対策」及び別紙2「安全対策事前計画書(例)」を参考に震災時等の安全対策を事前に計画するよう指導すること。

3 危険物施設での震災時等における臨時的な危険物の仮貯蔵等

臨時的な危険物の貯蔵・取扱いが危険物施設の許可外危険物の貯蔵・取扱い及び利用方法が全く異なる設備等の利用等の場合

- (1) 危険物の仮貯蔵・仮取扱い承認申請等が必要な場合

前記2(1)及び(2)により指導及び仮貯蔵等の申請手続きを処理すること。

- (2) 位置、構造及び設備の変更を伴う場合

変更許可申請又は危険物製造所等工事届書(規則第5号様式)の届出により、資料を提出させること。

- (3) 危険物施設で仮貯蔵等の申請が必要な例は、次のとおり。

- ア 地下貯蔵タンクからの危険物の抜き取り及びドラム缶等による貯蔵等
- イ 屋外貯蔵タンクからの危険物の抜き取り、屋外貯蔵タンク間の危険物の移送等

4 震災時等で設備等が故障した場合に備えて予め準備された代替機器の使用や停電時における非常用電源や手動機器の活用等

給油取扱所等における非常用発電機及び緊急用手動ポンプの使用については、「危険物の取扱い行為が安全であること」、「設置場所・使用設備・機器が安全であること」、「緊急時以外の使用はしないこと。(ただし点検時は除く。)」が担保されれば設置使用できるものとするほか、次により指導すること。

- (1) 許可内容への内包

事前に変更許可申請又は危険物製造所等工事届出書(規則第5号様式)の届出による資料の提出により、臨時的な危険物の代替機器等に関する位置、構造及び設備に関し、許可内容に内包するよう指導すること。

- (2) 予防規程への記載等

予防規程を定めなければならない危険物施設については、業務継続の観点から、発災時の緊急対応、施設の応急点検、臨時的な危険物の貯蔵・取扱いの手順、維持管理、定期的な従業員に対する教育、対応訓練等に関する事項を予防規程及びこれに基づくマニュアル等に規定するとともに、予防規程の変更認可を受けるよう指導すること。

別記様式			
平成 年 月 日			
(あて先) 新潟市消防長 (新潟市 消防署長)			
震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い事前計画書			
届出者	住所		
	氏名		
	電話		
仮貯蔵・仮取扱いの別		<input type="checkbox"/> 仮貯蔵 <input type="checkbox"/> 仮取扱い	
仮貯蔵・仮取扱いの場所			
仮貯蔵・仮取扱いをする危険物の類、品名、数量			指定数量の 倍数
倍			
添付書類		<input type="checkbox"/> 付近見取図 <input type="checkbox"/> 安全対策事前計画書 <input type="checkbox"/> 仮貯蔵・仮取扱いのレイアウト	
その他			
※ 受付欄		※ 経過欄	

※欄には記入しないでください。

別表							
震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い事前計画書一覧表 ( )							
整理番号	実施計画書提出年月日	提出者住所・氏名(電話番号等) 仮貯蔵等実施予定場所	電話等	口頭	視覚的	申請書	承認済
			申請	承認	安全点検	受理	交付
1	年 月 日		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
2	年 月 日		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
3	年 月 日		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
4	年 月 日		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
5	年 月 日		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
6	年 月 日		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
7	年 月 日		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
8	年 月 日		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
9	年 月 日		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
10	年 月 日		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
11	年 月 日		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
12	年 月 日		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無



## ◇ 1 危険物関係申請要領

### 別紙 1

#### ● 震災時等における仮貯蔵等の安全対策

##### 1 共通対策

- (1) 危険物の取扱場所（可燃性蒸気対策）
  - ア 危険物を取扱う場合は、可能な限り屋外で行う。
  - イ 屋内で危険物を取扱う場合にあっては、可燃性蒸気が滞留しないよう換気に注意する。
- (2) 保有空地の確保
  - ア 危険物の規制に関する政令第16条第1項第4号の規定の例により保有空地を確保する。
  - イ 上記アにかかわらず危険物の貯蔵・取扱い形態から想定される流出危険性及び火災危険性が小さい場合は、当該危険性を踏まえた空地の幅とすることができる。
  - ウ 保有空地の周囲には、柵、ロープ等を立てて空地を確保する。
- (3) 標識等の設置  
危険物の仮貯蔵・仮取扱いを行う場所では、見やすい箇所に標識・掲示板を掲出して関係者に注意喚起を行なう。
- (4) 流出防止対策  
流出した危険物が拡散しない形状の場所を選定するとともに、危険物の貯蔵・取扱いに伴い大量の危険物が流出する危険性がある場合は、吸着マットの用意や簡易の防油堤を設置する等、必要な流出防止対策を準備する。
- (5) 火気使用の制限  
保有空地を含め、危険物の貯蔵・取扱い場所での火気使用を禁止する。
- (6) 静電気対策
  - ア ガソリン等の第4類第1石油類を取扱う場合は、危険物容器（ドラム本体、詰め替え容器）だけでなく、給油に使用するドラムポンプ等のアースも確保し、確実に静電気を除去する。
  - イ 静電誘導による帯電を防止するために、危険物の貯蔵・取扱い場所には可能な限り金属類を置かず、どうしても必要な場合には当該金属類も確実にアース又はボンディング（導体同士を電線で接続すること。）を確保する。
  - ウ 絶縁性素材の用具は極力使用しない（遮光や防風にもビニール等帯電しやすい素材を用いることを避ける。）。
  - エ 危険物を取扱う作業者は静電安全靴の着用等静電気対策を行うとともに、作業服を着脱した後は必ずアースされている金属等に触れて危険物の取扱い時における人体の帯電量を小さくする。
  - オ 作業場所にビニールシート等を敷く場合には、導電性の確保に留意する。
  - カ 給油・移替え等の場合、その流速を可能な限り小さく抑える（充填の初期最大流速は1m/s）とともに、高所から危険物を放出してタンク壁面等に危険物が勢いよく接触する状況避ける。又、充填後はしばらく静置する。
  - キ 第4類第1石油類以外の危険物を貯蔵し、又は取扱う場合であっても、可能な限り静電気対策を行う。
- (7) 消火設備の設置  
取扱う危険物に応じた消火設備（消火器等）を用意する。
- (8) 取扱い場所の管理  
危険物を取扱う場所は明確に区分しておくとともに、作業に関係がない者の立ち入りを厳に禁ずる。
- (9) 危険物取扱者の立会い等
  - ア 危険物の取扱いに際しては、可能な限り危険物取扱者免状保有者自身が取扱うか、立ち会う。
  - イ 危険物の貯蔵・取扱いの全体管理業務は危険物取扱に関する有資格者等専門知識を有する者が行う。
- (10) 二次災害の発生防止  
余震発生、避難勧告発令時等における対応について予め決めておく。
- (11) 安全対策を講ずる上で必要な資機材等の準備  
(1)から(10)で示した安全対策を講ずる上で必要となる資機材等を、当該場所以外の場所から調達する必要がある場合は、調達先・調達手順等について予め決めて

おく。

##### 2 危険物の取扱い形態別の対策

- 1 に示した危険物の仮貯蔵・仮取扱いに際して共通して講ずべき対策に加え、危険物の取扱い形態別の対策は次による。
  - (1) ドラム缶等による燃料の貯蔵及び取扱い
    - ア 屋内においてドラム缶等による燃料の貯蔵を行う場合は、当該場所の通風・換気を確保する。又、ガソリン等の第4類第1石油類を、夏場の気温の上昇や直射日光等によりドラム缶等の温度上昇のおそれがある場所で貯蔵し、又は取扱うことは、当該危険物の温度上昇及び圧力上昇により火災、流出事故の危険性が高まるため、厳に慎む。
    - イ ドラム缶等からの給油、小分けについては、可燃性蒸気の滞留防止の観点から、可能な限り屋外で行う。やむを得ず屋内で行う場合は、壁2面以上が開放された場所で行うなど、通風・換気の確保された場所で行う。特にガソリン等の第4類第1石油類の給油・小分けに際しては、ドラム缶等の蓋を開ける前に周囲の安全や火気使用制限の確認を徹底する。
    - ウ 燃料の小分け等の危険物の取扱いを行う場所は、ドラム缶等が集積されている貯蔵場所から離れた別の場所に確保するとともに、取扱い場所の危険物量は可能な限り少なくする。
    - エ ドラム缶等から自動車にガソリンを給油する場合、ガソリンが満タンになった場合に自動的に停止する機能がなく、更に給油中にガソリンの液面の位置を把握することが困難であることから、過剰給油によりガソリンが給油口から溢れ出してしまう危険性があることに留意し、細心の注意を払って給油するとともに、静電気対策を含めた出火防止対策を十分に行う。
  - (2) 危険物を収納する設備等からの危険物の抜取り  
変圧器等の危険物を収納する設備について、点検、修理するために危険物を抜き取る場合は、大量の危険物が流出する危険性があることから、仮設防油堤の設置、漏えい防止シートの敷設等の流出防止対策を講じるとともに、配管の結合部からの流出防止対策として必要に応じてオイルパンを設置する必要がある。又、危険物の流出量を小さくするために、1カ所の取扱い場所で複数の設備からの抜き出しを同時に行うことを避ける。
  - (3) 移動タンク貯蔵所等からの給油、注油等  
移動タンク貯蔵所から直接給油又は容器への詰め替え（危険物の規制に関する政令第27条第6項第4号イ及びロ（危険物の規制に関する規則第40条の5及び第40条の5の2）で認められている取扱い（①緊結して注入する場合、②先端に手動開閉装置を設けた注入ノズルにより、引火点40度以上の危険物を指定数量未満、貯蔵又は取扱うタンクに注入する場合、③先端に手動開閉装置を設けた注入ノズルにより、引火点40度以上の危険物を指定数量未満、容器に詰め替える場合）を除く。）を行う場合には、原則としてガソリン以外の危険物とするとともに、特に周囲の安全確保及び流出対策として次の事項に留意する。
    - ア 危険物を取扱う場所を明確に定め、空地の確保や標識の設置等を行うとともに、給油や詰め替えに関係ない者の立ち入りを厳に禁ずる。
    - イ 吸着マット等危険物の流出時の応急資機材を準備しておく。
    - ウ 移動タンク貯蔵所から移動タンク貯蔵所への注入を行う場合は、注入口と注入ホースを緊結する。ただし、注入される側のタンク容量が1,000リットル未満で、引火点が40度以上の危険物に限り、注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたものを除く。）により注入を行うことができる。
    - エ ホース等に残った危険物は適切に処理する。
    - オ 移動タンク貯蔵所から直接給油する形態では吹きこぼしが発生するおそれがあるので、吹きこぼし防止に細心の注意を払って給油する。
    - カ 船舶から移動タンク貯蔵所や陸上の施設等に燃料を供給する場合も上記オに準ずるが、船を確実に係留するとともに津波警報発令時の対応についても予

め決めておく。

- キ 震災時等で、広範囲にわたって給油取扱所の再開の見込みが立たず、緊急対応や被災地での生活を営む上で、移動タンク貯蔵所から直接ガソリンを給油する必要に迫られている場合においても、ガソリンは引火点が-40度以下と非常に低く、静電気等の火花でも容易に着火する危険性があることや、可燃性蒸気が空気より重く広範囲に拡大して滞留するおそれがある（200リットルの流出事故で最大30mの範囲まで可燃性蒸気密度が高くなる可能性がある。）こと等、二次災害の発生防止が極めて重要なことから、次に掲げる危険性について十分な安全対策を実施し、それぞれに適切な対応が必要である。
- (7) 給油時のもれ・あふれ等による流出事故の発生危険性  
 （給油取扱所の給油設備には、自動車タンク満量時の自動停止機能や安全に給油できる最大吐出量の設定等により、給油時のもれ・あふれ等を防止している。）
- (イ) 流出事故が発生した場合の火災発生危険性  
 （給油取扱所では、万が一ガソリンが流出した場合においても、流出したガソリンや可燃性蒸気が滞留せず、かつ、漏れたガソリンを敷地外に流出させないための傾斜や排水溝、貯留設備があり、給油空地外に被害が拡大することを防止している。）
- (ロ) 火災が発生した場合の人的被害発生危険性  
 （給油取扱所では給油に関係ない者の立ち入りが管理されているが、震災時等においては、給油場所での給油希望者の行列などによる多数の利用者の集中が考えられる。）
- (ハ) 火災が発生した場合の周囲への延焼拡大危険性  
 （給油取扱所では防火塀等の措置が講じられているが、震災時においては、周辺建物の損壊等による延焼拡大危険性の増大が考えられる。）

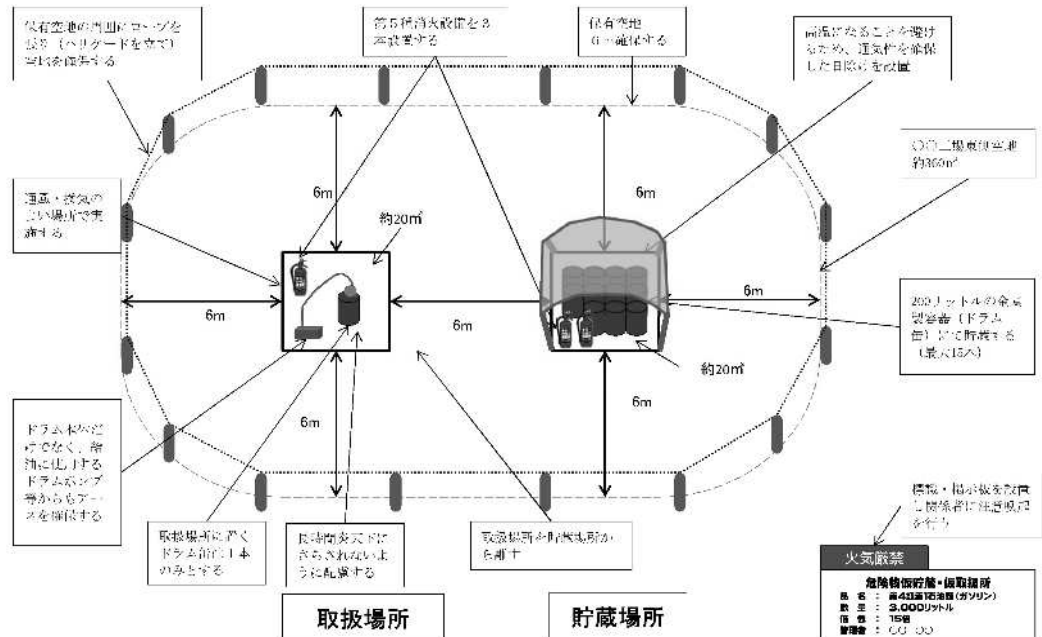
別紙2

● 安全対策事前計画書（例）

○ドラム缶等による燃料の仮貯蔵・仮取扱い  
 実施計画書（例）

- 1 目的  
 震災等により被災地においてガソリン等の燃料が不足した場合に災害復興支援車両等への燃料補給を行うことを目的とし、危険物施設以外の場所での一時的な貯蔵やドラム缶から手動ポンプ等を用いて金属携行缶への詰め替えを行い、仮設の燃料供給拠点として利用するために必要な事項を予め計画するものである。
- 2 仮貯蔵・仮取扱いをする場所  
 新潟市○○区○○町○○番○○号○○工場東側空地  
 （コンクリート舗装）
- 3 仮貯蔵・仮取扱いに使用する部分の面積  
 約360㎡（15m×24m）
- 4 詳細レイアウト  
 別紙のとおり
- 5 仮貯蔵・仮取扱いをする危険物の類、品名、数量  
 第4類第1石油類（ガソリン）3,000リットル
- 6 指定数量の倍数  
 1.5倍
- 7 貯蔵及び取扱い方法
  - (1) 200リットルの金属製容器（ドラム缶）で貯蔵する。
  - (2) 保有空地进行6m確保する。
  - (3) 貯蔵場所と詰め替え場所に6mの離隔をとる。
  - (4) 高温になることを避けるため通気性を確保した日除けを貯蔵場所に設置する。又、取扱場所において、危険物が長時間炎天下にさらされないようにする。
  - (5) 第五種消火設備10型粉末消火器3本を設置する。
  - (6) 標識・掲示板を設置し関係者に次の事項について注意喚起を行う。  
 「危険物仮貯蔵・仮取扱い所」、  
 「品名・数量・倍数」、「火気厳禁」
- 8 安全対策
  - (1) ドラム本体、給油に使用するドラムポンプのアースを確保する。
  - (2) 危険物の取扱いは、原則として危険物取扱者免状保有者が行う。
  - (3) 危険物を取扱う者は、静電安全靴を着用する。
- 9 管理状況
  - (1) 保有空地の周囲にバリケードを立て、空地进行を確保する。
  - (2) 敷地の出入り管理を徹底し、いたずら・盗難を防止する。
  - (3) 作業前と作業後に点検を行い、その結果を記録する。
- 10 その他必要な事項  
 金属携行缶による給油は、この場所以外で行わない。

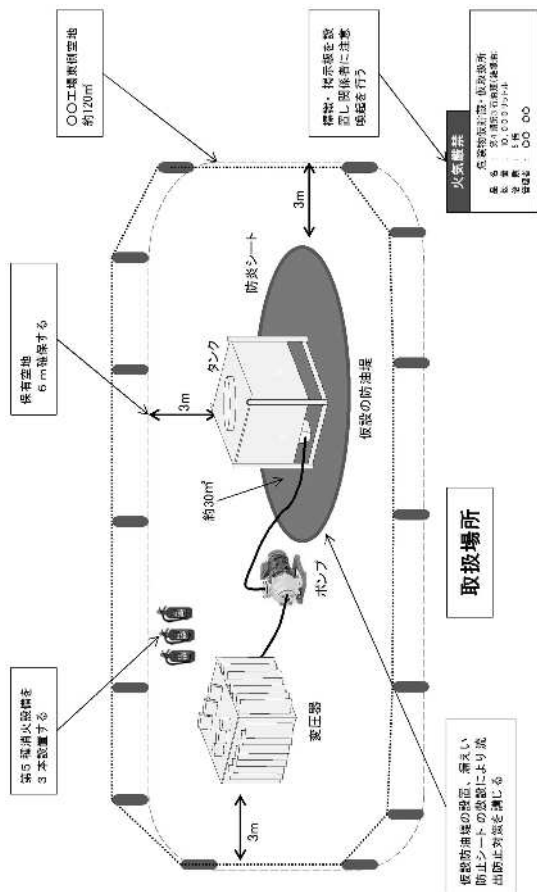
別紙（詳細レイアウト）



# ◇ 1 危険物関係申請要領

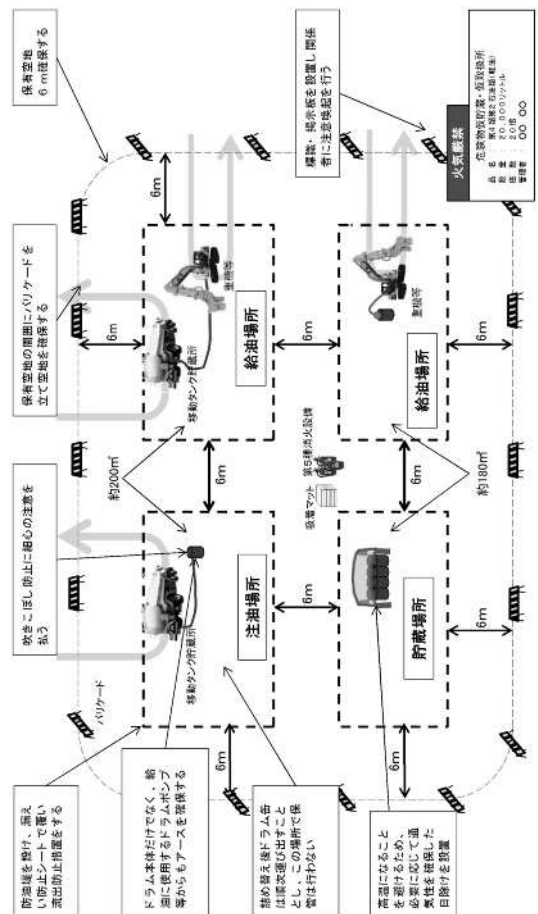
○ 危険物を収納する設備等から危険物を  
抜き取る仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（例）

- 1 目的  
震災等によって被災した変圧器等を修繕、点検するために必要な事項を予め計画するものである。
- 2 仮貯蔵・仮取扱いをする場所  
新潟市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号〇〇工場北側空地
- 3 仮貯蔵・仮取扱いに使用する部分の面積  
約120㎡（12m×10m）
- 4 詳細レイアウト  
別紙のとおり
- 5 仮貯蔵・仮取扱いをする危険物の類、品名、数量  
第4類第3石油類（絶縁油）10,000リットル
- 6 指定数量の倍数  
5倍
- 7 貯蔵及び取扱方法
  - (1) 変圧器の修繕、点検のため、変圧器内部の絶縁油を一旦抜き取り、仮設タンク等で貯蔵し、内部修繕・点検が終了後に変圧器内に再度注油する。
  - (2) 保有空地を3m確保する。
  - (3) 第五種消火設備10型粉末消火器3本を設置する。
  - (4) 標識・掲示板を設置し関係者に次の事項について注意喚起を行う。  
「危険物仮貯蔵・仮取扱所」、  
「品名・数量・倍数」、「火気厳禁」
- 8 安全対策
  - (1) 変圧器等、ポンプ、仮設タンクのアースを確保する。
  - (2) 仮設の防油堤を設置し、漏えい防止シートの敷設等の流出防止対策を講じるとともに、配管の結合部からの流出防止対策として、オイルパンを設置する。
  - (3) 1カ所の取扱い場所で同時に複数の設備からの抜き出しは行わない。
  - (4) 危険物の取扱いは、原則として危険物取扱者免状保有者が行う。
- 9 管理状況
  - (1) 保有空地の周囲にバリケードを立て空地を確保する。
  - (2) 敷地の出入り管理を徹底し、いたずら・盗難を防止する。
  - (3) 作業前と作業後に点検を行い、その結果を記録する。
- 10 その他必要な事項  
危険物の抜き出し等を行った変圧器の数及び危険物の延べ数量を記録し、事後速やかに報告する。



○ 移動タンク貯蔵所等による軽油の給油・注油等  
仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（例）

- 1 目的  
震災等により被災地において災害復興のための重機への燃料補給及びドラム缶への注油を行うために必要な事項を予め計画するものである。
- 2 仮貯蔵・仮取扱いをする場所  
新潟市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号〇〇工場東側空地
- 3 仮貯蔵・仮取扱いに使用する部分の面積  
約2,000㎡
- 4 詳細レイアウト  
別紙のとおり
- 5 仮貯蔵・仮取扱いをする危険物の類、品名、数量  
第4類第2石油類（軽油）1日最大20,000リットル
- 6 指定数量の倍数  
20倍
- 7 貯蔵及び取扱方法
  - (1) 移動タンク貯蔵所から直接重機への給油及びドラム缶への詰替を行う（詰め替えたドラム缶は別途確保する貯蔵場所に速やかに移動させる）。
  - (2) 保有空地を6m確保する。
  - (3) 高温になることを避けるため、必要に応じて通気性を確保した日除けを貯蔵場所に設置する。
  - (4) 第五種消火設備10型粉末消火器3本を設置する。
  - (5) 標識・掲示板を設置し関係者に次の事項について注意喚起を行う。  
「危険物仮貯蔵・仮取扱所」、  
「品名・数量・倍数」、「火気厳禁」
- 8 安全対策
  - (1) ドラム本体のアースを確保する。
  - (2) 吸着マット等危険物の流出時の応急資機材を準備する。
  - (3) 危険物の取扱いは、原則として危険物取扱者免状保有者が行う。
- 9 管理状況
  - (1) 保有空地の周囲にバリケードを立て、空地を確保する。
  - (2) 敷地の出入り管理を徹底し、いたずら・盗難を防止する。
  - (3) 作業前と作業後に点検を行い、その結果を記録する。
- 10 その他必要な事項  
移動タンク貯蔵所への注油は別場所で行う。



**第4 石油コンビナート等災害防止法に基づく届出****1 流出油防止堤を設置又は変更した場合の届出**

流出油防止堤の設置、又は変更（損傷箇所等の部分を修復し、現状に復する「補修」に該当する工事を除く。）工事が完了した日から7日以内に届出を行うこと。

なお、工事着手7日前までに、前第3、2の危険物製造所貯蔵所取扱所工事届書により工事内容及び工事計画並びに工事により流出油防止堤の機能に支障が生ずる場合はその代替措置を提出すること。★

※ 届出書の様式：流出油防止堤設置届出書

※ 届出書の提出部数：2部

**2 消防車用屋外給水施設を設置又は変更した場合の届出**

消防車用屋外給水施設の設置、又は変更（損傷箇所等の部分を修復し、現状に復する「補修」に該当する工事を除く。）工事が完了した日から7日以内に届出を行うこと。

なお、工事着手7日前までに、前第3、2の危険物製造所貯蔵所取扱所工事届書により工事内容及び工事計画並びに工事により使用不能となる取水施設がある場合はその代替措置を提出すること。また、他の消火設備等と兼ねる部分を変更する場合は、別途消防法上の手続きが必要となる。この場合、危険物製造所貯蔵所取扱所工事届書の提出は要しない。★

※ 届出書の様式：消防車用屋外給水施設設置届出書

※ 届出書の提出部数：2部

**3 非常通報設備を設置又は変更した場合の届出**

届出は不用とすること。（理由：非常通報設備は、有線電話の設置で支障ないことから検査の必要はないと判断したため。）★

**4 防災要員及び防災資機材等を設置又は変更した場合の届出**

自衛防災組織に防災要員を置き、若しくは防災資機材等を備え付けた日又はその防災要員の数若しくは防災資機材等の数量に変更があった日から7日以内に届出を行うこと。

※ 届出書の様式：防災要員及び防災資機材等現況届出書

※ 届出書の提出部数：4部

**5 防災管理者又は副防災管理者を選任又は解任した場合の届出**

防災管理者又は副防災管理者の選任又は解任の日から7日以内に届出を行うこと。

なお、石油コンビナート等災害防止法の運用に係る資料の送付について（昭和59年12月21日消防地第288号）3、4において防災要員の要件が示されており、「おおむね10分以内に災害現場に到着できる体勢にあること。」となっているので、上記主旨を踏まえ駆け付け要員の選定には十分配慮すること。また、勤務する人員のシフト表を添付すること。★

※ 届出書の様式：防災管理者（副防災管理者）  
選任・解任届出書

※ 届出書の提出部数：4部

**6 防災規程を制定又は変更した場合の届出**

防災規程を定め、又はこれを変更した日から7日以内に届け出ること。

※ 届出書の様式：防災規程制定（変更）届出書

※ 届出書の提出部数：4部

**7 共同防災組織を設置し、又は変更があった場合の届出**

共同防災組織を設置し、又はその届け出た事項に変更があった日から7日以内に届け出ること。

※ 届出書の様式：共同防災組織設置（変更）届出書

※ 届出書の提出部数：4部

**8 特定事業者の氏名等に変更があった場合の届出**

レイアウト事業所以外の事業所において、特定事業者

の氏名（法人にあっては、その名称又は代表者の氏名）又は住所に変更があったときは、遅滞なく、届け出ること。（昭和58年1月7日消第21号）

※ 届出書の様式：特定事業者氏名等変更届出書

※ 届出書の提出部数：4部

**9 特定事業所を譲り受け、又は借り受けた場合の届出**

レイアウト事業所以外の事業所を譲り受け若しくは借り受け、又は相続若しくは合併があった場合、特定事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、届け出ること。

（昭和58年1月7日消第21号）

※ 届出書の様式：特定事業者地位承継届出書

※ 届出書の提出部数：4部

**10 防災要員に変更が生じた場合の届出**

防災要員に変更が生じた場合は、遅滞なく、届け出ること。（昭和58年1月7日消第21号）

なお、駆け付け要員となる場合は、前第4、5による。また、勤務する人員のシフト表を添付すること。★

※ 届出書の様式：防災要員の変更届出書

※ 届出書の提出部数：4部

**11 特別防災区域協議会に変更があった場合の届出**

会則の改定、若しくは構成事業所に変更、又は代表者の交代があった場合は、遅滞なく届け出ること。

（昭和58年1月7日消第21号）

※ 届出書の様式：特別防災区域協議会変更届出書

※ 届出書の提出部数：4部

**12 防災業務の実施状況についての届出**

1年を下らない期間ごとに、防災業務の実施状況について報告すること。

※ 報告書の様式：防災業務実施状況報告書

※ 届出書の提出部数：2部